

とみぐすく

いきいきとひとが輝くまちプラン
～第3次豊見城市男女共同参画プラン～
2019年度～2028年度



豊見城市



ウージ染めとは、サトウキビを利用した染め物、織物のことをいいます。

豊見城市では、平成元年に市商工会の「むらおこし事業」で地域の女性たちにより、試作と商品開発が進められ、平成6年度に「豊見城市ウージ染め協同組合」が設立されました。平成17年に沖縄県地場産業振興事業により新染色技法ピンク色開発に成功しました。

そのピンク色は、「花穂染め」といい、500本～1000本のサトウキビの穂の刈り取りを農家の方々の協力により行い、11月から2月の冬の時期だけに作られる希少価値のあるやさしい色です。

第3次豊見城市男女共同参画プラン冊子・ダイジェスト版の冊子表紙は、花穂染めのピンク色と豊見城市在住の染色作家の長尾紀壽（ながおのりひさ）さんが豊見城市花であるブーゲンベリアをイメージしてデザインしたものです。

男女共同参画社会の実現をめざして



本市では、第2次豊見城市男女共同参画プランに基づき、男女共同参画社会実現に向けて、様々な施策に取り組んでまいりました。

平成24年12月には、「豊見城市男女共同参画推進条例」を制定し、平成26年2月に「豊見城市男女共同参画都市宣言」を行い、「自分らしく その人らしく お互いの違いを認めあい、支えあい、高めあう、個性が輝くまち とみぐすく」を目指し、その浸透を図ってまいりました。

この間、女性を取り巻く環境としては、依然として、固定的な性別役割分担意識が根強く残っており、働く女性の増加や少子・高齢化の進行、家族形態の多様化など、社会を取り巻く環境は大きく変化する一方、子育てや介護においては、女性の負担が大きい状況にあります。

現代の社会課題は、多くの要素が関係し複雑化しています。施策について、それそれが独立したものではなく、他の施策と一緒に進めなければ、男女共同参画社会の実現は難しくなります。

このような状況の変化や新たな課題に対応するため、「第3次豊見城市男女共同参画プラン～とみぐすく いきいきと ひとが輝くまちプラン～」を策定いたしました。本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」と「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく推進計画として一体的に策定しています。

今後は、誰もが働きやすい環境づくりやDV・貧困等の社会課題に対する取り組み、LGBTを含む性の多様性に関する理解の促進など、性別にかかわりなくその個性と能力を十分に發揮できる男女共同参画社会実現に向けた施策をこれまで以上に推進してまいります。

男女共同参画社会の実現は、行政だけでなく、市民をはじめ教育関係者や事業者等が一体となって取り組むことが何よりも重要です。ご理解とご協力ををお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たりまして、ご尽力を賜りました豊見城市男女共同参画会議委員の皆さん、意識調査を通じて貴重なご意見をいただきました市民の皆さんをはじめ、関係各位に心から御礼申し上げます。

平成31年2月 豊見城市長 山川 仁

■ 目 次 ■

第1章 はじめに	1
1. 計画策定の背景	1
2. 目指すべき社会	4
3. 計画の位置付け	5
4. 計画の期間	6
5. 関係法及び上位関連計画等の整理	7
6. 第2次豊見城市男女共同参画プランの評価	15
第2章 基本理念及び体系	21
1. 基本理念	21
2. 施策の体系	23
3. 重点施策	24
4. 各主体の取り組み	25
第3章 第3次プラン施策	31
基本目標Ⅰ　誰もがお互いの人権を尊重する環境づくり	31
施策の方針1　男女共同参画の視点に立った意識啓発の推進	31
施策の方針2　暴力など人権侵害の根絶	38
施策の方針3　相談・支援体制の強化	43
施策の方針4　男女の健康づくり支援	45
基本目標Ⅱ　男女のパートナーシップによる仕事と家庭の両立支援	47
施策の方針5　家庭で男女共同参画を進めるための支援	47
施策の方針6　働く場における男女共同参画の実現	51
施策の方針7　子育て支援体制の充実	57
施策の方針8　介護を支える環境の充実	59
基本目標Ⅲ　誰もが個性と能力を活かした住み良いまちづくり	60
施策の方針9　政策・方針決定過程への女性の参画促進	60
施策の方針10　地域における男女共同参画社会の推進	63
基本目標Ⅳ　男女共同参画社会実現のための推進体制の充実	65
施策の方針11　庁内推進体制の充実	65
施策の方針12　市民及び市民活動等との連携の促進	66
施策の方針13　事業所との連携	67
第3次豊見城市男女共同参画プラン数値目標一覧	68
女性活躍推進法及び配偶者暴力防止法に基づく施策の整理	69

資料編

男女共同参画社会基本法	71
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	77
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）	86
女子差別撤廃条約	98
沖縄県男女共同参画推進条例	107
豊見城市男女共同参画推進条例	111
豊見城市男女共同参画推進条例施行規則	115
豊見城市男女共同参画推進本部設置規程	117
第9期豊見城市男女共同参画会議委員名簿	119
豊見城市男女共同参画プラン策定体制	120
平成30年度 第3次豊見城市男女共同参画プラン策定日程表	121
用語解説	122

第1章 はじめに



第1章 はじめに

1. 計画策定の背景

「男女共同参画社会をつくる」

—それは、性別に関わりなく誰もが生きやすい社会をつくることです。

男女共同参画社会の実現に向けての取組は、国際連合を中心とした「平等・開発・平和」という目標達成のための世界規模の動きとあわせ、多くの女性たちの活動に支えられて進められてきました。国連が提唱した「国際婦人年」である昭和 50 年（1975 年）、メキシコで第 1 回世界女性会議が開催され、各国の取るべき措置のガイドラインとなる「世界行動計画」が採択されました。これを受け、我が国では、同年、国内本部機構として婦人問題企画推進本部を設置し、同本部は昭和 52 年（1977 年）に「国内行動計画」を策定しました。また、昭和 54 年（1979 年）、国連総会において、女性に対する差別を撤廃し、男女平等原則を具体化するため、「女子に対する差別」の定義を盛り込んだ女子差別撤廃条約が採択され、我が国は昭和 60 年（1985 年）に同条約を批准しました。

西暦 2000 年に向けて各国等が効果的措置を取る上でのガイドラインである「ナイロビ将来戦略」を採択した「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議を経て、平成 7 年（1995 年）、北京において、第 4 回世界女性会議が開催され、同戦略の完全実施を図るための見直しと評価が行われ、「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。2015 年ニューヨークでユニセフ国連婦人の地位委員会（CSW）の「北京+20」記念会合が開催され、世界の女の子・女性の状況についての統計が発表しました。

これまで、我が国においては、男女共同参画社会の実現に向け、国際社会における取り組みとも連動しながら、平成 11 年の男女共同参画社会基本法の制定に始まり、平成 15 年の男女共同参画推進本部による「社会のあらゆる分野において、2020 年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30% 程度になるよう期待する」との目標を設定するとともに、基本法に基づく男女共同参画基本計画や成長戦略等を通じたポジティブ・アクション（積極的改善措置）を始めとする様々な取り組みを進めてきました。その結果、社会全体で女性の活躍の動きが拡大し、我が国社会は大きく変わり始めています。さらに、平成 27 年 8 月には、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）が成立し、我が国における男女共同参画社会の実現に向けた取り組みは新たな段階に入りました。

しかし、世界経済フォーラムが 2017（平成 29）年に発表したジェンダー・ギャップ指数（GGI）において、我が国は 144 か国中 114 位（人間開発報告書 2009 より）となっています。我が国は、寿命や妊産婦死亡率といった健康分野や教育等、人間開発

の達成度では実績を上げていますが、政治・経済活動や意思決定に参加する機会においては、諸外国と比べて男女間の格差が大きいと考えられます。したがって、男女共同参画の推進が不十分だった点を踏まえた上で、更に充実した取組につなげていく必要があります。

女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）

女子差別撤廃条約は、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としています。

同条約は、男女の平等や女性に対する差別の撤廃に関する基本的かつ包括的な条約であり、「女子に対する差別」を定義しており、条約の締約国は、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野における女性に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置をとること等が規定されています。本条約は、1979年の第34回国連総会において採択され、1981年に発効しました。

日本が1985年に本条約を批准した際には、男女雇用機会均等法の制定等の措置が取られました。また、条約に基づき、定期的に国連へ国内における条約実施状況報告を提出することとされており、これらの報告に関する女子差別撤廃委員会による審査を踏まえて、国内で政策・方針決定過程への女性の参画や女性に対する暴力の根絶に関する施策をはじめとする様々な措置が取られてきました。このように、女子差別撤廃条約は、我が国の男女共同参画の推進に大きな役割を果たしてきました。

―― 女子差別撤廃条約 第一条及び第二条 抜粋 ――

第一条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第二条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。

- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。



2. 目指すべき社会

日本の社会の現状を見ると、長時間労働等を背景とした男女の仕事と生活を取り巻く状況、いわゆるM字カーブ問題や働き方の二極化、女性のライフスタイルや世帯構成の変化への対応等、様々な側面からの課題が存在しており、世代を越えた男女の理解の下、それらを解決していくため、真に実効性のある取組が求められています。

国第4次男女共同参画基本計画を踏まえ、以下の5つを目指すべき社会とし、その実現を通じて、基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図っていきます。

- (1) 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に發揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
- (2) 固定的な性別役割分担意識が解消されるとともに、男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- (3) 男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会
- (4) 男女共同参画を我が国における最重要課題として位置付け、国際的な評価を得られる社会
- (5) 性的マイノリティに対する偏見や差別をなくすため、LGBT等の性の多様性を認め合い、誰もが暮らしやすい社会

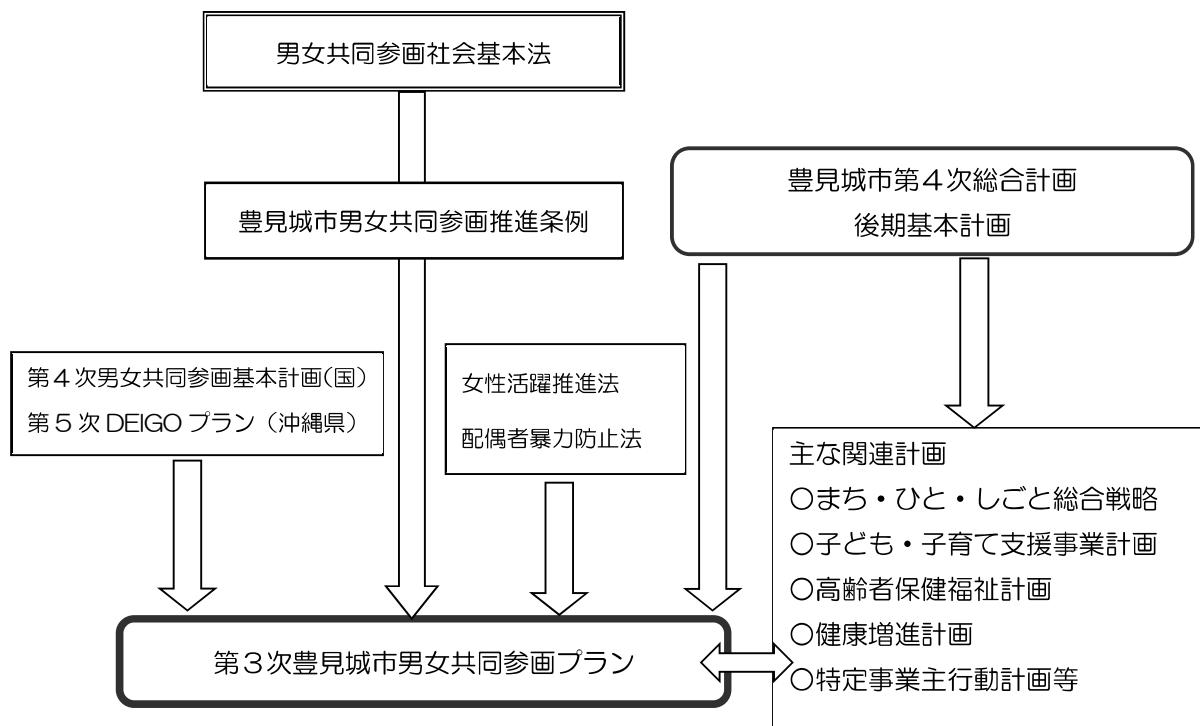


3. 計画の位置付け

第3次豊見城市男女共同参画プランは、「男女共同参画社会基本法」第9条及び第14条第3項及び「豊見城市男女共同参画推進条例」第11条を根拠とし、国の「男女共同参画基本計画」及び沖縄県「DEIGO プラン」を勘案し策定する市町村計画です。

本計画は、豊見城市総合計画の分野別計画の一つであり、市の関連計画と連携を図りながら推進することとなります。

本計画は、女性活躍推進法及び配偶者暴力防止法に基づく市町村計画として、一体的に策定しています。



「男女共同参画社会基本法」

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4. 計画の期間

本計画は、2019 年度を初年度とし、2028 年度までの 10 年間を計画期間とします。ただし、関連法制度の改正や社会情勢の変化、計画の進捗状況等を踏まえ、期間内であっても必要に応じて見直しを行うこととします。

5. 関係法及び上位関連計画等の整理

(1) 関連法制度の動向

1) 女性活躍推進法（2016年）※10年の时限立法

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）により、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、民間企業等）に義務付けられた。

■推進計画の策定について（府共第723号「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の施行について（通知）」）

地方公共団体においては、これまでも、男女共同参画社会基本法に基づく「都道府県男女共同参画計画」又は「市町村男女共同参画計画」（以下「男女共同参画計画」という。）の一分野として、様々な取組が実施されているところ、これまでの取組を踏まえつつ、基本方針を勘案し、推進計画を策定することにより、今後さらに効果的な取組の推進に努めていただきたい。

なお、推進計画と男女共同参画計画を一体のものとして策定しても差し支えない。

■女性の職業生活における活躍の推進に関する施策（府共第775号「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針の策定について（通知）」）

①女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

ア. 女性の職業生活における活躍の推進に積極的に取り組む企業に対するインセンティブの付与等

○女性の職業生活における活躍の推進に積極的に取り組む企業の認定

○公共調達を通じた女性の活躍推進

○企業における女性の活躍状況の「見える化」の促進等（地方公共団体においても、独自の基準に基づく企業表彰や、優良企業の情報発信等に取り組むことが考えられる。）

○中小企業における女性の活躍推進に向けた取組の促進

イ. 希望に応じた多様な働き方の実現に向けた支援措置

○非正規雇用における雇用環境等の整備（処遇改善の推進施策や正社員への転換支援の充実）

○女性の登用促進のための支援（ロールモデルの普及促進）

○再就職支援（ライフステージに応じた公的職業訓練、能力アップの訓練を実施する一般事業主への支援等）

○起業・創業支援（情報提供、資金面の支援、先進的な取組の収集・発信）

○女性の参画が少ない分野での就業支援（職場環境の整備等）

○キャリア教育等の推進（女子学生・生徒の理工系分野への進路選択支援等）

ウ. 情報の収集・整理・提供及び啓発活動

○女性の職業生活における情報の収集・整理・提供

○女性の職業生活における活躍の推進に向けた啓発活動

②職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備

ア. 男性の意識と職場風土の改革

管理職を含めた企業トップの意識改革に向けた啓発の実施等

イ. 職業生活と家庭生活の両立のための環境整備

○職業生活と家庭生活の両立に向けた子育て支援環境の整備（「待機児童解消加速化プラン」・「放課後子ども総合プラン」の確実な実行等）

○長時間労働の是正・休暇の取得促進等に取り組む企業への支援

○職業生活と家庭生活の両立支援に向けた企業の取組促進

○企業等へのテレワーク導入支援等による柔軟な働き方の推進

○職場の風土改革に効果的な人事評価制度の検討（時間当たりの生産性を重視した人事評価制度等好事例の調査研究）

③ハラスメントのない職場の実現

家事・育児等を積極的に行う男性ロールモデルの提示、妊娠・出産等による不利益取扱い防止に向けた事業主に対する指導の徹底等

2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（2014年）

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。この法律は、被害者の人権擁護と男女平等の実現を図るため、配偶者やパートナーからの暴力の防止、及び被害者の保護・支援を目的として作られた法律である。平成13年に国際的な流れと被害者の声を受け、超党派の女性議員による議員立法で成立しました。これまで、2回の法改正を経て、このたび、3回目の改正が行われ、平成26年1月3日に施行された。

改正では、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされた。これにより、配偶者の範囲が、これまでの事実上の婚姻関係にある者に加え、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力の被害者も含められることになった。（以下、本文中「配偶者等」という。）

この法律は、配偶者等からの暴力が「犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害」だと規定し、暴力や人権侵害の根絶を図るために、保護命令制度の規定、女性相談所や相談員の位置付け、関係機関相互の連携協力の義務付けなど、被害者支援のための仕組みを規定している。

- DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である
- 国及び地方公共団体の責務
- 配偶者暴力相談支援センター
- 一時保護
- 情報提供・通報
- 警察官による被害の防止・警察本部長等の援助
- 福祉事務所による自立支援
- 各関係機関連携
- 保護命令
- 適切な対応のための規定

③労働者派遣法の改正（2015年）

①労働者派遣事業の許可制への一本化

労働者派遣事業は国の許可制に一本化されたことで、キャリア・コンサルティング相談窓口の設置義務づけ、派遣労働者はどの派遣会社に所属してもキャリア形成支援が受けられるなど、派遣労働者にとってはより良い環境が標準化された。

②労働者派遣の期間制限の見直し

業務による区別をなくし（一部例外あり）、全ての業務で「派遣先事業所単位の期間制限」と「派遣労働者個人単位の期間制限」の2つの期間制限が適用されることになった。

③キャリアアップ措置

派遣元事業主は、雇用している派遣労働者のキャリアアップを図るために、段階的で体系的な教育訓練を行い希望者に対してキャリア・コンサルティングを行う。

④均衡待遇の推進

派遣労働者と、派遣先で同種の業務に従事する労働者の待遇の均衡を図るため、派遣元事業主と派遣先に責務が課された。

⑤労働契約申込みなし制度

派遣先が次に掲げる違法な派遣を受け入れた場合、その時点で、派遣先が派遣労働者に対して、その派遣労働者の派遣元における労働条件と同一の労働条件を内容とする労働契約の申込みをしたものとみなされる。

- ・労働者派遣の禁止業務に従事させた場合
- ・無許可の事業主から労働者派遣を受け入れた場合
- ・期間制限に違反して労働者派遣を受け入れた場合
- ・いわゆる偽装請負の場合（労働者派遣法等の規定の適用を免れる目的で、請負その他労働者派遣以外の名目で契約を締結し、必要な事項を定めずに労働者派遣の役務の提供を受ける場合）

⑥その他の内容

- ・労働者派遣事業報告書の提出
- ・派遣元管理台帳の管理（「雇用安定措置として講じた内容」や「段階的かつ体系的な教育訓練を行った日時及び内容」、「キャリア・コンサルティングを実施した日及び内容」等）

（2）国および県の男女共同参画計画

国の第4次男女共同参画基本計画および第5次沖縄県男女共同参画計画とともに、計画の見直しにおいて検討すべき項目を整理する。

①第4次男女共同参画基本計画において改めて強調している視点

＜あらゆる分野における女性の活躍＞

- ア. 女性の活躍推進のためにも男性の働き方・暮らし方の見直しが欠かせないことから、男性中心型労働慣行等を変革し、職場、地域、家庭等あらゆる場面における施策を充実させる。
- イ. あらゆる分野において女性の参画が拡大することは、社会の多様性と活力を高め我が国経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から極めて重要であることから、女性活躍推進法の着実な施行とともに、更に踏み込んだポジティブ・アクションの実行等を通じた積極的な女性採用・登用のための取組や、将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするための取組を進める。

＜安全・安心な暮らしの実現＞

- ウ. 非正規雇用労働者やひとり親等、生活上の困難に陥りやすい女性が増加している中で、公正な待遇が図られた多様な働き方の普及等、働き方の二極化に伴う諸問題への対応を進めるとともに、困難な状況に置かれている女性の実情に応じたきめ細かな支援を行うことにより、女性が安心して暮らせるための環境整備を進める。
- エ. 女性に対する暴力をめぐる状況の多様化に対応しつつ、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて取組を強化する。

<男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備>

- オ. 東日本大震災等の経験と教訓を踏まえ、防災・復興施策への男女共同参画の視点の導入を進めるとともに、防災・復興における女性の参画とリーダーシップの重要性について、国内外に発信する。
- カ. 国際的な潮流を踏まえつつ、国際的な規範・基準の尊重等に努めるとともに、国際社会への積極的な貢献の推進により、男女共同参画に関して国際社会における我が国の存在感及び評価を高める。

<推進体制の整備・強化>

- キ. 地域の実情・特性を踏まえた主体的な取組が全国各地で展開されるよう、地域における推進体制を強化する。

第8分野 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

2 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備（抜粋）

エ 性的指向や性同一性障害、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々への対応

① 性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている場合や、障害があること、日本で生活する外国人であること、アイヌの人々であること、同和問題等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合等について、可能なものについては実態の把握に努め、人権教育・啓発活動の促進や、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合の調査救済活動の取組を進める。

また、法務局・地方法務局の人権相談所において相談者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。

さらに、性同一性障害等の児童生徒等に対する学校における相談体制を充実させるとともに、関係機関との連携を図りつつ、支援体制を整備する。

その他、男女共同参画の視点に立って必要な取組を進める。

② 第5次沖縄県男女共同参画計画～DEIGO プラン～における新たな施策

※第5次計画については、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく推進計画としても位置づけを行っている。

【1 家庭における男女共同参画の実現】

<1-3 配偶者等からの暴力(DV)の根絶>

- ア. 配偶者等からの暴力の根絶に向けた啓発と被害の防止
- イ. 配偶者等からの暴力の被害者の相談体制の充実

ウ. 配偶者等からの暴力の被害者の保護及び自立支援

【2 職場における男女共同参画の実現】

<2-1 多様な就業を可能にする環境の整備>

- エ. 女性が働きがいをもって仕事に取り組むことができる環境づくり
- オ. 女性の登用促進のための支援（ロールモデルの普及促進）
- カ. 女性の職業生活における情報収集・整理・提供
- キ. 女性の職業生活における活躍の推進に向けた啓発活動
- ク. 企業等へのテレワーク導入支援等による柔軟な働き方の推進

<2-2 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保>

- ケ. 非正規雇用における雇用環境等の整備

<2-5 女性の活躍を推進するための企業に対する支援>

- コ. 女性の活躍に積極的に取り組む企業の認証
- サ. 企業における女性の活躍状況の「見える化」の促進
- シ. 中小企業における女性の活躍推進に向けた取組の促進

【3 地域における男女共同参画の実現】

<3-1 地域活動を推進するための連携・協働>

- ス. 防災・復興における男女共同参画の推進

<3-2 生活上の困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備>

- セ. 生活上の困難を有する子ども・若者等に対する支援

【4 社会全体における男女共同参画の実現】

<4-2 男女共同参画に関する意識啓発の推進>

【方向性】

家庭、学校、職場、地域など社会のあらゆる分野において、性別による固定的役割分担意識を解消するとともに、社会制度や慣行の見直しに向けての取組を進めます。

また、男女を問わざ性的指向や性同一性障害など性的マイノリティーの人々に対しては、人権尊重の観点からの配慮が必要であることの啓発を行います。

<4-3 次世代に向けた意識啓発及び教育の推進>

- ソ. キャリア教育の推進

<4-4 男女間における暴力の根絶>

- タ. 男女間における暴力防止についての意識啓発及び環境整備

- チ. 性犯罪・性暴力への対策の推進

- ツ. 売買春及び児童ポルノ排除への対策の推進

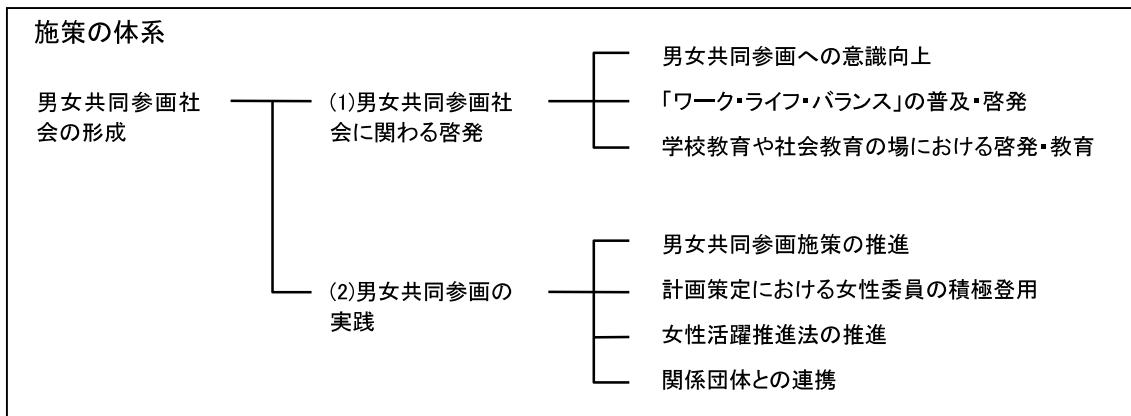
- テ. ストーカー行為等への対策の推進

(3) 第4次豊見城市総合計画後期基本計画

男女共同参画というテーマは、社会のあらゆる分野における活動に男女がともに参画する機会を確保していくものであるため、総合計画の施策全般において横断的に整合性を図ることが求められる。

豊見城市将来像「ひと・そら・みどりがつなぐ　とよ　響むまち　とみぐすく」

第1部 協働と交流によるまちづくり～コミュニティ・市民参加・交流・人権分野～
第4章 平等参画社会の形成 第2節 男女共同参画社会の形成



(4) その他

①参画会議からの意見

- 43項目の施策方針と、その評価指標である34項目の計画数値目標の整合性がとれていないものがある。
- 指標内容が多いため、何を重視すべきか検討する必要があると考える。
- 各指標内容の目標値達成のためには、各指標を関連付けて計画し執行すると、より成果に表れると考える。
- 各課の進捗状況を年度計画から執行まで把握しないと、アドバイス等が困難であるため、第1回男女共同参画会議を年度当初に開催できるように準備して頂きたい。
- 2018年度(平成30年度)第3次豊見城市男女共同参画プラン作成にあたり、時代とニーズにあったプランの見直しが必要であると考えるため、国や沖縄県の計画と整合性を取りながら、他市町村の状況等と比較し、豊見城市男女共同参画推進条例第11条及び施行規則第4条に基づき男女共同参画会議にて審議を行なう。

②政治分野における男女共同参画推進法

国政選挙などで候補者の男女比率を均等にするよう政党に努力義務を課す議員立法の「政治分野における男女共同参画推進法」は16日午後、参院本会議で全会

一致で可決・成立した。国際的に遅れている女性の政治参画の後押し期待される。

同法は衆参両院や地方議会の選挙で、男女の候補者数が「できる限り均等」になることを目指し、男女の候補者数の目標設定など自主的な取り組みを各党に促す。罰則規定はない。

同じ法案が昨年9月の衆院解散で廃案になったため、今年4月、全党一致の衆院内閣委員長提案として再提出された。

③性的マイノリティに対する施策

2018年に性的少数者（LGBT）施策に取り組む全国の自治体を対象にアンケートを行った結果、回答した全国百三十二の自治体のうち、神奈川県横須賀市が最も多い30施策を実施していた。次いで世田谷区27件、渋谷区25件、松山市24件と続いている。

沖縄県では、沖縄市が21件で11位、那覇市が18件で13位タイとなっている。

資料：東京都豊島区石川大我区議による調査

6. 第2次豊見城市男女共同参画プランの評価

(1) 数値目標の達成状況

第2次豊見城市男女共同参画プランには34指標が位置づけられている。そのうち、「メタボリック・シンドロームの割合」及び「肥満の割合」が男女別に数値目標が設定されているため、全部で36となっている。

計画合計で、平成27年度の目標値と比較して「達成」が33.3%（12件）、「悪化」が27.8%（10件）、「改善」が25.0%（9件）、「変化なし」が8.3%（3件）、「評価困難」が5.6%（2件）となっており、58.3%が改善及び達成となっている。

指標ごとの目標達成状況

	達成	改善	悪化	変化なし	評価困難	合計
基本目標I 男女がお互いの人権を尊重する環境づくり	4 23.5%	4 23.5%	7 41.2%	1 5.9%	1 5.9%	17 100.0%
基本目標II 男女のパートナーシップによる仕事と家庭の両立支援	4 33.3%	3 25.0%	2 16.7%	2 16.7%	1 8.3%	12 100.0%
基本目標III 男女の個性と能力を活かした住み良いまちづくり	1 25.0%	2 50.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 100.0%
基本目標IV 男女共同参画社会実現のための推進体制の充実	3 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 100.0%
合計	12 33.3%	9 25.0%	10 27.8%	3 8.3%	2 5.6%	36 100.0%

※基本目標IのNo.11メタボリック・シンドロームの割合、No.12肥満の割合は男女それぞれ評価を行っている。

※市民意識調査に基づく指標については、平成27年度の目標値と平成29年度調査結果をもとに評価を行っている。

■評価基準

達成	設定した目標値を上回った
改善	設定した目標値には届かなかつたが、計画策定時の数値より改善した
悪化	計画策定時の数値から悪化した
変化なし	計画策定時の数値からほぼ変化が無かった
評価困難	事業終了、アンケート調査票の修正等により数値の把握が困難

悪化の指標内容

指標内容	計画策定時	平成27年度 目標値	実績値	
			平成27年度	平成29年度
中央公民館利用者数	111,709人(H21)	117,294人	81,276人	—
DV被害者のうち相談できなかつた人の割合	34.4%(H21)	20.0%	—	40.5%
セクハラ被害者のうち相談できなかつた人の割合	37.1%(H21)	20.0%	—	66.4%
メタボリック・シンドロームの割合(男)	26.2%(H19)	20.0%	32.3%	—
肥満の割合(BMI25以上)(男)	41.1%(H19)	30.0%	43.7%	—
肥満の割合(BMI25以上)(女)	29.9%(H19)	25.0%	30.6%	—
40~74歳の国保加入者が受診する特定健診の受診率	29.1%	65.0%	25.4%	—
家の重要な事柄は家族の話し合いによって決める(回答割合)	37.7%(H21)	50.0%	—	36.0%
職場での昇進・昇格や能力評価について男女の不平等を感じる(回答割合)	38.3%(H21)	30.0%	—	39.8%
審議会等への女性登用率	26.6%(H22)	30.0%	26.5%(35審議会、委員 総数362名中、女性96 名)	21.5%

(2) ヒアリングを踏まえた見直しの視点

①施策の実施状況

第2次豊見城市男女共同参画プランでは、4つの「基本目標」、13の「施策の方針」、43の「施策」、87の「取り組み」が位置づけられている。そのうち90.8%（79の「取り組み」）が取組中で、今後も継続予定となっている。

大部分で取り組み中となる一方で、未着手となった取り組みが4件、完了となつた取り組みが4件となっている。

②未着手及び完了となった施策

【未着手の施策】

I 男女がお互いの人権を尊重する環境づくり

施策の方針3 相談・支援体制の強化

施策10 市民の人権を守る支援体制の充実

○市役所におけるセクシュアル・ハラスメント防止ガイドラインの作成（人事課）

III 男女の個性と能力を活かした住み良いまちづくり

施策の方針10 地域における男女共同参画社会の推進

施策36 女性の政治参加の促進

○女性議会の開催等（協働のまち推進課）

○女性リーダー養成講座への参加呼びかけ（協働のまち推進課）

III 施策の方針9 政策・方針決定過程への女性の参画促進

施策40 NPO等の立ち上げ及び活動支援

○NPO等の立ち上げ及び活動支援（子育て支援課、障がい・長寿課）

【完了となった施策】

I 男女がお互いの人権を尊重する環境づくり

施策の方針1 男女平等の視点に立った意識啓発の推進

施策3 社会教育等における男女共同参画意識の啓発

○「愛と幸せを結ぶ瀬長島2人3脚トリムリレー大会」（商工観光課）

施策5 ジェンダーにとらわれない視点に立った保育・教育の推進

○市内高校生を対象とした就業促進講演会（商工観光課）

➡新たに「小学生・中学生のお仕事体験」を実施

II 男女のパートナーシップによる仕事と家庭の両立支援

施策の方針5 家庭で男女共同参画を進めるための支援

施策 19 家庭を築く男女等に対する意識啓発

○産科医療機関で同様の取り組みがあるためマタニティクラス事業を終了（健康推進課）

施策 20 生活研究会支援事業（農林水産課）

→現在は JA とみぐすくを中心にした活動へ移行

③ヒアリングを踏まえた見直しの視点

基本目標 I 男女がお互いの人権を尊重する環境づくり

⇒男女共同参画講座や情報提供について

男女共同参画講座についてはL G B T等などを含めた内容の充実、男女共同参画週間で使用するパネル内容の充実が求められる。

男女共同参画に関する意識啓発に向け、働き方や家庭生活等における多様な情報発信について検討を行う。

⇒市役所の作成する書類、申請書について

現在発行している印鑑証明には、性別の表記があるが、今後は性の多様性に対する対応に向けた書類のあり方についての、検討が求められる（書類上必要としない「性別欄」等）。

⇒保育・教育の推進

学校を通じた男女共同参画に関する標語の募集、人権教育の中で意識啓発を進めているが、男女共同参画に特化した研修の時間がとることが難しい。豊見城市では、データDVについての取り組みは行っていない。

⇒男女混合名簿の導入検討

男女混合名簿については平成30年4月全小中学校で開始された。最初は混乱があったが、時間とともに落ちつき混乱は生じていない。

⇒キャリア教育

職場体験では、受け入れ企業側からは男女のいずれかの性別を特定して希望するケースがある。学校からは性別関係なく受け入れをお願いしている。現計画の就業意識の啓発については「キャリア教育」との統合、整理を検討する。

⇒相談体制

学校においては現在、最重要課題となっているのがいじめの防止と解決であり、「こころの教育相談員」に対してもいじめに関する研修会への参加を呼び掛け、資質の向上を図るとともに、子育て支援課や児童相談所と常に連携しながら対応を行っている。

いじめ対策は重要であるが、男女共同参画との関係性について国の第4次計画等を参考に、どの範囲まで計画に位置づけるか等について改めて検討を行う。

⇒児童虐待への対応

児童虐待については、周知の充実を図ることで、虐待通告に関する意識を高め、早期発見及び早期対応を図ることが求められる。

相談員については、研修会やスーパーバイザーによる月1回の指導等を通じた資質の向上に努めているが、今後も専門職の配置等による体制強化が求められる。

また学校等を通じた児童虐待に対する情報提供など、子ども自身がSOSを発することができる環境づくりも検討する必要がある。

⇒DV対策の充実

住基ロックについては、市民課に申請があった場合でも女性相談へつなぎ、アセスメントを経た後に実施している。現在までの対応件数は約100件。ただし、相談を受けた際に、住基ロックの対象となるのか判断が難しいケースもみられる。そのため、どのようなことがDVなのか知ってもらい、気づく目を育てるための情報提供の充実が求められる。

DV防止講座については、人事課と連携し、職員向けの講座について市民が受けられるようにするなど工夫できないか検討する。

DV予防、相談体制、地域づくり、被害者の保護と自立支援、DV被害者に対する支援フローの作成など、DV対策の充実を検討する。

⇒リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて

第4次男女共同参画基本計画及び第5次沖縄県男女共同参画計画等を踏まえ、リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて、計画への位置づけ方を検討する。

基本目標Ⅱ 男女のパートナーシップによる仕事と家庭の両立支援

⇒保育・教育サービスの充実

保育・教育において全国的にも大きなテーマである「待機児童」の解消に向けて、保育ニーズに対応できる基盤整備を進めているが、施設を整備しても保育士確保が厳しい状況にある。

⇒ワーク・ライフ・バランスの推進

働く場での改革は、市民意識と育児を含む家庭での男女役割や男性の働き方、子育てや介護を支えるサービスの充実などを一体的に進めていくことが必要となる。そこを踏まえながら働く場をターゲットにしたワーク・ライフ・バランスを進めていくための取り組みの充実が求められる。

⇒ハラスメント対策

ハラスメントに関する防止規定については、セクシュアルハラスメントだけでなく、パワハラやマタハラ等を含め検討することが求められる。

⇒職員研修

新規採用職員研修の中の1コマを男女共同参画研修として実施している。新規採用以外を対象にした効果的な職員研修のあり方について検討が必要である。

基本目標Ⅲ 男女の個性と能力を活かした住み良いまちづくり

⇒市役所における働く環境

行政としての働く環境について、男女共同参画プランにおいては、成果指標ともなっている「管理職に占める女性の割合」などがある。人事課が主体となり、性別ではなく能力に応じて登用に向けた取り組みを進めているが、現状では管理職を望まないとの声が聞こえる。中にはアンケートを通じて、生活と仕事のバランスにおいて、管理職を受けた場合には、バランスが崩れてしまうとの具体的な話もあった。

男性を含む意識や働き方の改革、女性が働き続けることを支える職場の環境や生活における介護等に関する支援の充実などを一体的に進めていくことが必要である。

その他

⇒複雑な問題を抱えるケースへの対応

生活困窮者や市役所等における様々な窓口を通じて把握される課題を抱える市民については、経済的な困窮、地域からの孤立、生活基盤の確立、DV、障がいの有無、子育てや介護の問題など、複合的な問題を抱えるケースも見受けられるため、相談体制を含め庁内、関係機関、地域団体等との連携体制の充実が求められる。

⇒取り組みの進み具合を図るために適切な指標の検討

参画会議からも指摘があったように計画の一部指標（中央公民館利用者数、人権擁護委員による人権教室実施校数、メタボリック・シンドロームや肥満の割合等）については、適切な指標へ見直すことについてヒアリング時に確認を行った。

健康づくりに関する指標は、男女として提供できるデータであることが理由で現在の指標になった部分がある。現状のメタボリック・シンドロームの男女別割合、肥

満の男女別割合などは現状を抑えるための参考データとする方が適切ではないか。一方で、男性の早世については、男女別にみた課題ではあるとの認識もあり、関係課が相互に見直しに向けた検討を進める予定となっている。

⇒実施状況の公表

定期的な計画の進捗状況報告は、豊見城市男女共同参画条例により実施状況の公表が位置づけられているため、公表内容及び公表方法について検討を行う。

第2章 基本理念及び体系



第2章 基本理念及び体系

1. 基本理念

豊見城市男女共同参画推進条例第3条にもとづき、以下を基本理念とします。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担等に基づく社会の制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されること。
- (3) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての責任を共に果たし、かつ、その他の社会生活における活動を行うことができること。
- (4) 家庭教育、学校教育、社会教育などあらゆる分野の教育の場において、男女共同参画が推進されるよう配慮されること。
- (5) 男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (6) 国際社会における取組と協調の下に行われること。

「自分らしく」「その人らしく」

お互いの違いを認めあい、支えあい、高めあう 個性が輝くまち とみぐすく

豊見城市男女共同参画都市宣言

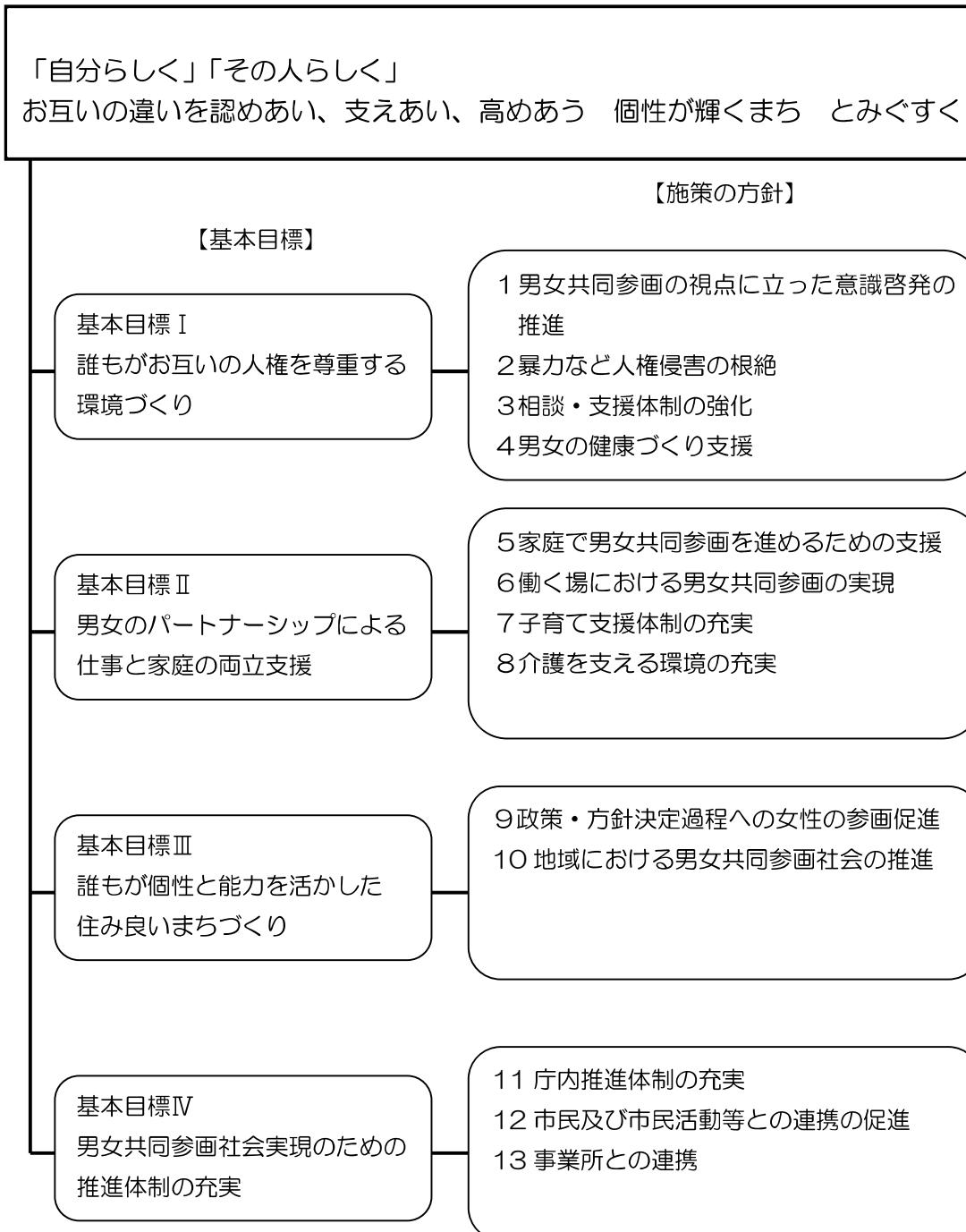
私たちは、市と市民が協働し、「自分らしく」「その人らしく」お互いの違いを認めあい、支えあい、高めあう 個性が輝くまち とみぐすくをめざして ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

- 一. 私たちは、一人ひとりの個性が尊重され、能力が活きる・活かせるまち とみぐすくをめざします。
- 一. 私たちは、男女が共に家事、育児、介護を分かちあい、責任を担いあえるまち とみぐすくをめざします。
- 一. 私たちは、性別に左右されず男女が共に職場、学校、地域等あらゆる場で平等に参画できるまち とみぐすくをめざします。
- 一. 私たちは、人としての尊厳、人格、生き方を尊重する人権尊重のまち とみぐすくをめざします。
- 一. 私たちは、相手を思いやる心で、平和を発信し、交流の輪をひろげるまち とみぐすくをめざします。

平成 26 年 2 月 9 日



2. 施策の体系



3. 重点施策

第3次豊見城市男女共同参画プランは、4つの「基本目標」に13の「施策の方針」、38の「施策」が位置づけられています。また施策には、各課ごとの取り組みが複数あり、個々の取り組みを主管課と関係課が連携して推進していくことになります。

現代の社会課題は、多くの要素が関係し複雑化します。本計画の施策について、それぞれが独立したものではなく、他の施策と一体的に進めなければ、男女共同参画社会の実現は難しくなります。

例えば国が第4次男女共同参画基本計画で目指すとしている「仕事と生活の調和」についても、男性中心型労働慣行等の変革、固定的な性別役割分担意識の解消、男女が働きやすい環境づくり、保育の受け皿の確保、保育士等の負担軽減や処遇改善だけでなく、ケースによって貧困やDV対策などが関係してきます。

施策の同士の関係性を踏まえ、第3次計画の重点施策を以下に定めます。

基本目標Ⅰ 誰もがお互いの人権を尊重する環境づくり

施策の方針1 男女共同参画の視点に立った意識啓発の推進

★施策3 社会教育等における男女共同参画意識の啓発

★施策5 ジェンダーにとらわれない視点に立った保育・教育の推進

施策の方針2 暴力など人権侵害の根絶

★施策7 人権意識の向上に向けた情報提供・DV等の根絶に向けた意識啓発及び被害の防止

★施策8 DV等に関する相談体制の充実

★施策9 被害者の保護及び自立支援の充実

施策の方針3 相談・支援体制の強化

★施策11 貧困等の困難に直面する男女への支援

基本目標Ⅱ 男女のパートナーシップによる仕事と家庭の両立支援

施策の方針6 働く場における男女共同参画の実現

★施策18 ワーク・ライフ・バランスの推進

4. 各主体の取り組み

基本目標Ⅰ 誰もがお互いの人権を尊重する環境作り

■市民の取り組み

- 個人の人権が尊重されるよう、固定的な性別役割分担意識を改善するよう努めましょう。
- DV、ストーカー、性暴力などの行為は「人権侵害であり、犯罪である」ことを認識し、身近でそのような行為が疑われる状況に気づいた場合は、相談窓口や警察署に相談し助け合いましょう。
- 生涯を通じて健康的な生活を続けていくために、自らの健康に対する意識を高め、健康的な生活習慣を身に付けましょう。
- 男女がお互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重し、相手に対する思いやりを持って接していくようにしましょう。
- 妊娠・出産について、女性の自己決定権を尊重するよう、リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する理解に努めましょう。
- 人それぞれ性のあり方が様々であることを理解し、一人ひとりの人権を尊重しましょう。

■事業所の取り組み

- 性別にかかわりなく、個人の能力が発揮できるような職場づくりに努めましょう。
- DV等の被害者が一人で問題を抱え悩むことがないよう、相談しやすい職場環境をつくりましょう。
- 定期的に健康診断を実施するとともに、日頃の健康管理に配慮しましょう。
- 女性労働者の母性保護及び母性健康管理について意識し、妊娠、出産、育児等に配慮した対応ができる職場をつくりましょう。

■教育関係者の取り組み

- 人権を尊重した男女共同参画意識の形成に努め、男女共同参画への理解が深められるようにしましょう。
- 将来、性別にかかわりなく職業選択できるよう、男女共同参画の視点をもった就業意識の啓発に努めましょう。
- 性同一性障害に係る児童生徒に対し、教職員が正しい知識を持ち、日頃から児童生徒が相談しやすい環境を整えましょう。
- 性同一性障害に係る児童生徒が学校生活を送る上で特有の支援が必要な場合は、個別の事案に応じ、児童生徒の心情等に配慮した対応をします。
- 性に関する正しい情報を入手し、望ましい行動がとれるよう、性教育の充実に努めましょう。

基本目標Ⅱ 男女のパートナーシップによる仕事と家庭の両立支援

■市民の取り組み

- 男女が固定的性別役割分担意識を見直し、家族の一員として、家庭のことは一人ひとりが意識して協力するようになります。
- 育休や介護休業を適切に活用し、ワーク・ライフ・バランスの重要性を認識しましょう。
- 育児に関する悩みについて、関係機関や地域の居場所等を活用し、家庭で抱え込まずに相談するようにしましょう。
- 高齢者や障がい者等の介護について、夫婦もしくは家族で十分に話し合い、介護者に過度の負担がかからないようにしましょう。

■事業所の取り組み

- 女性が継続的に働くことができるよう、男性の働き方の見直しや条件整備を進め、男性も積極的に家庭に関われるような環境づくりをめざしましょう。
- 「沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証制度」の認証に努め、職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けて取り組みましょう。
- 採用、昇進、昇給、能力の評価等について、性別を問わず個々の能力を活かせる職場づくりに努めましょう。
- あらゆるハラスメント（セクハラ、パワハラ、マタハラ等）の発生を防止するため社員教育に努め、万が一問題が起こった場合には、組織内で適切に対応できる体制を整備しましょう。
- あらゆるハラスメント（セクハラ、パワハラ、マタハラ等）について、二次被害を出さない対策を適切に行い、被害者が継続して職場に勤務できる対策を講じましょう。
- 介護休業について、積極的に活用できるよう配慮しましょう。

基本目標Ⅲ 誰もが個性と能力を活かした住み良いまちづくり

■市民の取り組み

- 女性が積極的に政策決定の場に参加することを意識し、女性登用への認識や理解を深めるようにしましょう。
- 審議会等の多くが充て職になっていることを理解し、自治会やその他の団体において男女比に偏りがない役員構成をめざしましょう。
- 憲法で保障された政治参加の機会や与えられた権利行使しましょう。
- 一人ひとりがまちづくりの担い手であることを自覚し、事業者や行政とともにまちづくりを進めるパートナーとして積極的に参画しましょう。

■事業所の取り組み

- 人材育成や資質向上のため学習や研修会等に努め、経営方針などの決定の場への女性の参画を進めましょう。
- 男性が地域活動等や学校行事等に参加しやすい環境整備に努めましょう。

基本目標IV 男女共同参画社会実現のための推進体制

■市民の取り組み

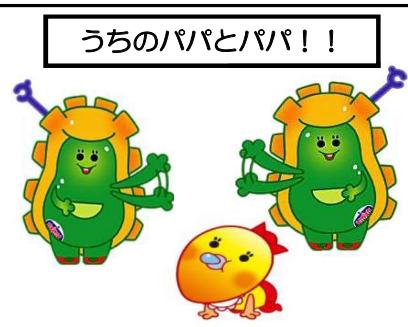
- 行政、教育関係者、事業者等と連携し、男女共同参画社会の実現に向け積極的に取り組みましょう。
- 男性の場合、長時間労働が家事・育児・介護、地域活動等の充分な参加に影響していることがあるため、意識改革や働き方を見直してみましょう。

■事業所の取り組み

- ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みについて、男女が働きやすい環境づくりに加え、男性の働き方を見直すことによって様々な分野に参加できるように努めましょう。

みんなで男女共同参画について考えてみよう

うちの家族



解説

男女の夫婦だけでなく、いろいろな形の家族があります。
多様性を尊重する社会をつくっていきましょう。

ご飯が炊けない



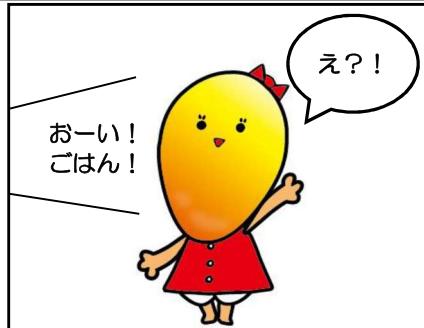
解説

家事は女性の仕事という固定的な性別役割分担意識を見直し、家族が互いに責任を持ち、協力し合い、どちらか一方に負担を強いることがないよう、家事は家族みんなで協力するようにしましょう。

みんなで男女共同参画について考えてみよう

おーい！ごはん！

将来の夢



解説

4コマではアゴマゴちゃんが勘違いをしていますが、他にも女性の仕事だと思い込んでいることありませんか？

職場などでも気を付けたいものですね。

解説

仕事は生活の経済基盤であり、自己実現につながるものです。働く場において、その能力を十分に発揮できることは、重要なことです。

固定観念にとらわれない就業意識を育てていきましょう。

第3章 第3次プラン施策



第3章 第3次プラン施策

基本目標Ⅰ 誰もがお互いの権利を尊重する環境づくり

人権とは、すべての人の生命と自由、平等を保障し、社会において幸福な日常生活を営むために欠かすことのできない権利であり、憲法の柱の一つとして定められています。人としての尊厳が守られ、すべての人の人権が等しく尊重される社会でなければいけません。

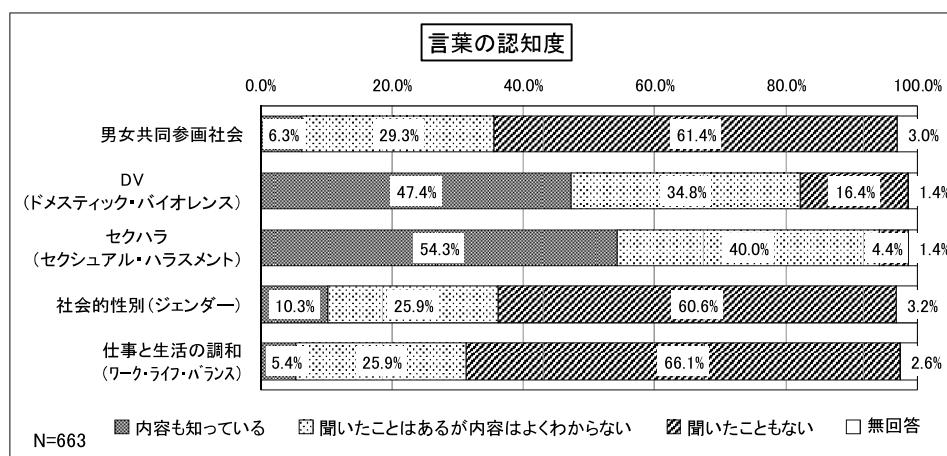
固定的な性別役割分担意識にとらわれず、誰もがお互いを尊重し合いながら、のびのびと自分らしく生きることができる社会づくりに向けた取り組みを進めます。

施策の方針1 男女共同参画の視点に立った意識啓発の推進

【現状と課題】

◇中学生アンケート

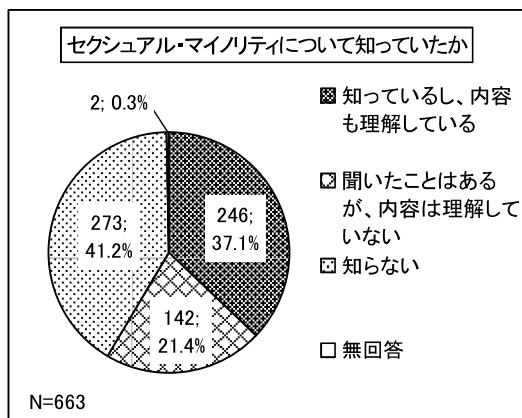
男女共同参画に関する言葉の認知度をみると、「内容も知っている」と答えたのは「セクハラ(セクシャル・ハラスメント)」54.3%、「DV(ドメスティック・バイオレンス)」47.4%となっています。一方、「社会的性別(ジェンダー)」について、「内容も知っている」と答えたのは10.3%と低くなっています。



◇中学生アンケート

LGBTなどセクシュアル・マイノリティの認知度は、「知らない」が41.2%と多く、次いで「知っているし、内容も理解している」37.1%、「聞いたことはあるが、内容は理解していない」21.4%となっています。

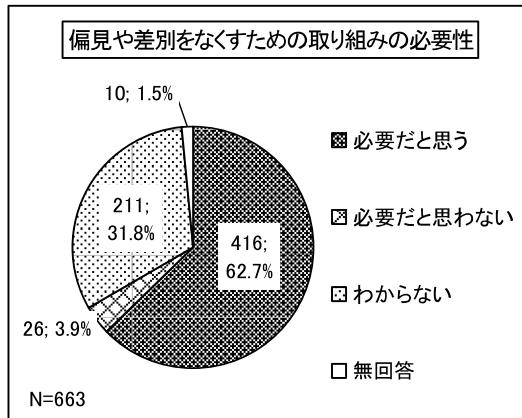
男女別にみると、「知っているし、内容も理解している」は女子が男子より2.2倍高くなっています（女子：50.9%、男子：23.6%）。



◇中学生アンケート

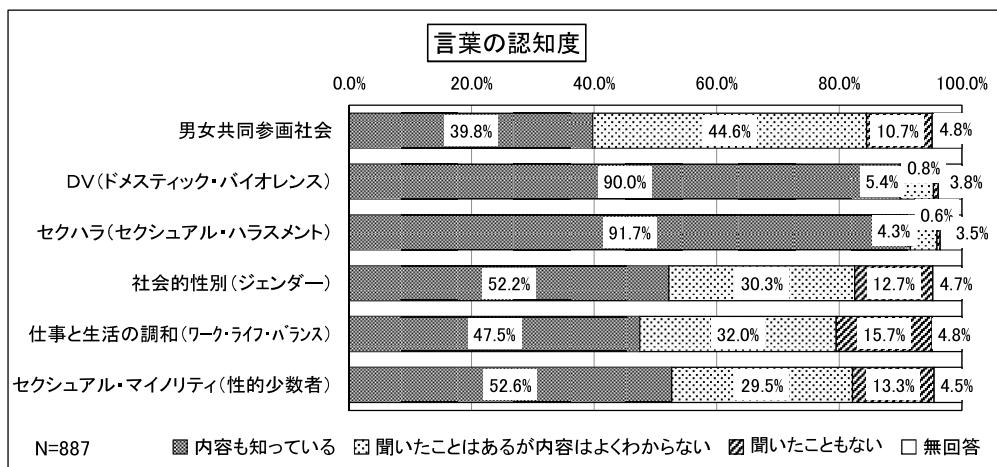
LGBTなどセクシュアル・マイノリティへの偏見や差別をなくす取り組みについては、「必要だと思う」が62.7%と高い一方で、「わからない」と答えた方も31.8%も見られます。

男女別にみると、「必要だと思う」は女子が1.5倍高く（女子：76.6%、男子：49.6%）、「わからない」は男子が2.6倍高くなっています（女子：17.5%、男子：45.4%）。



男女共同参画に関する言葉の認知度をみると、DV及びセクハラでは、9割以上が「内容も知っている」と答えています。一方で計画において重要なキーワードの一つである社会的性別（ジェンダー）については、「内容も知っている」は52.2%となっています。

前回調査と比較すると、全体的に理解が進んでいるものと思われます。なかでも「社会的性別（ジェンダー）」は前回より20.1ポイント上昇しています。

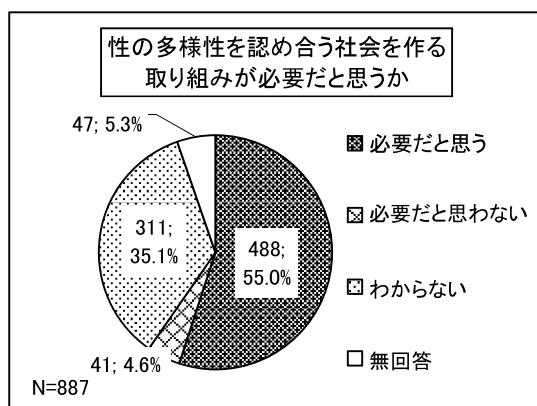
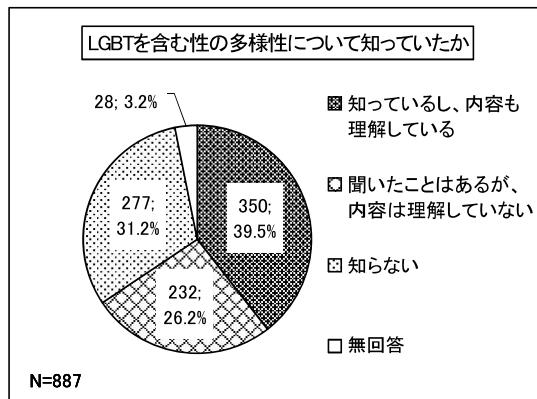


L G B Tを含む性の多様性の認知度は、「知っているし、内容も理解している」が 39.5%と多く、次いで「知らない」 31.2%、「聞いたことはあるが、内容は理解していない」 26.2%となっています。

性別でみても、男女ともに「知っているし、内容も理解している」が最も多く、女性 41.9%、男性 35.6%となっています。

L G B Tへの偏見や差別をなくす取り組みについては、「必要だと思う」が 55.0%と多く、「必要だと思わない」の 4.6%を大きく上まわっています。

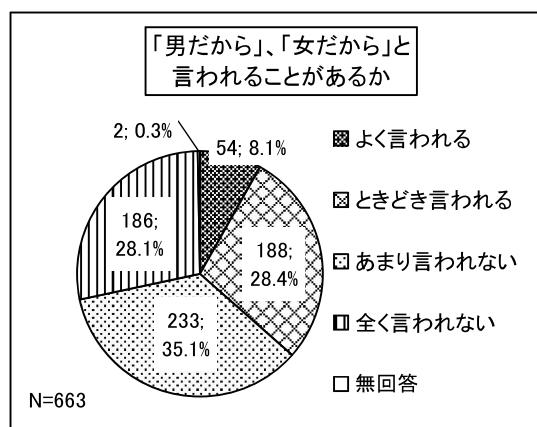
一方で、「わからない」と答えた方も 35.1%も見られます。



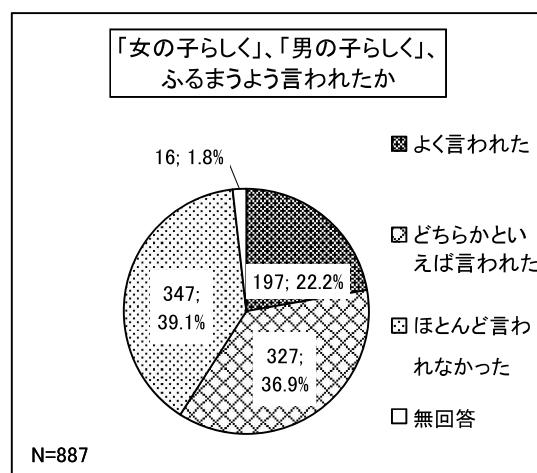
◇中学生アンケート

「男だから」、「女だから」と言われることがあるについて、「あまり言われない」が 35.1%と多く、次いで「ときどき言われる」 28.4%と「全く言われない」 28.1%が同程度となっています。

ジェンダーを外部から求められる割合（「よく言われる」と「ときどき言われる」の合計）は、36.5%となっています。

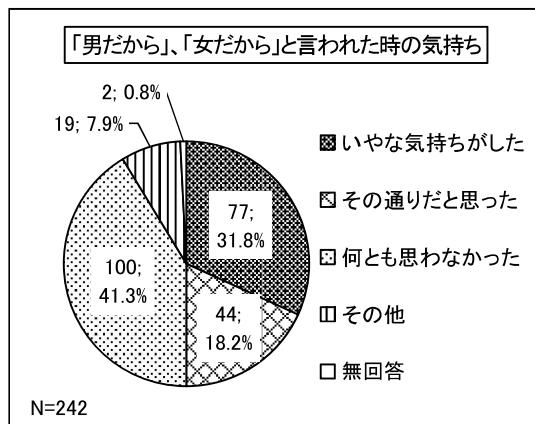


子どもの時に、女の子らしく、男の子らしくと言われたことがある割合（「よく言われた」と「どちらかといえば言われた」の合計）は 59.1%となっています。前回調査と比較すると 9.8 ポイントの減少となっています。一方、「ほとんど言われなかった」は 8.6 ポイントの増と、“女の子らしく”または“男の子らしく”と親から言わわれることは減ってきていることが伺えます。



◇中学生アンケート

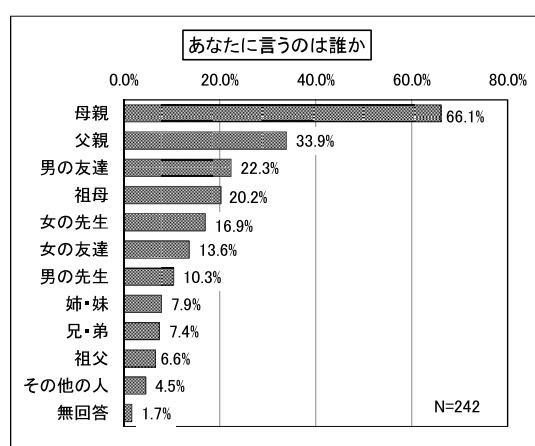
「男（女）だから○○しなさい」、または「男のくせに、女のくせに」と言わされた時の気持ちについては、「何とも思わなかった」が 41.3% と多く、次いで「いやな気持ちがした」31.8%、「その通りだと思った」18.2% となってています。



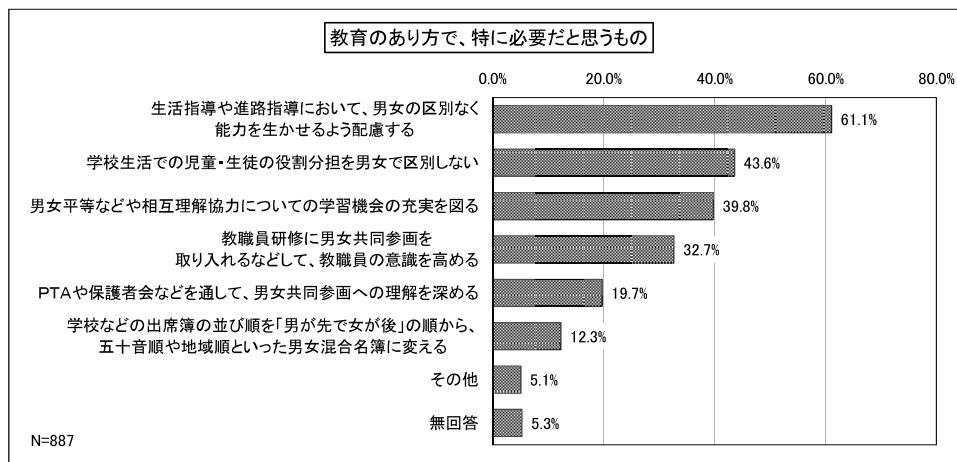
◇中学生アンケート

ジェンダーを強制する発言を行う人は、「母親」が 66.1% と突出して多く、次いで「父親」33.9%、「男の友達」22.3%、「祖母」20.2%、「女の先生」16.9%、「女の友達」13.6%、「男の先生」10.3% となっています。

男女別にみると、「母親」との回答は男子より女子が 13.8 ポイント高く、「父親」との回答は女子より男子が 12.9 ポイント高いことから、同姓から言われる割合が高い状況にあります。



教育のあり方で、特に必要だと思うものは、「生活指導や進路指導において、男女の区別なく能力を生かせるよう配慮する」が 61.1% で最も多く、次いで「学校生活での児童・生徒の役割分担を男女で区別しない」の 43.6%、「男女平等などや相互理解協力についての学習機会の充実を図る」39.8% となっています。



現在まで市においても様々な機会を通じて意識啓発に取り組んできたことで、「社会的性別（ジェンダー）」に関する認知度は上昇しています。中学生アンケートの結果からジェンダーを外部から求められるという回答は市民アンケート（59.1%）より低いものの36.5%となっていること、そのことについて「その通りだと思った」という回答が18.2%みられ、社会的な性差意識が残っていることが伺えます。

男女共同参画社会を実現するためには、男女がともに自立して個性と能力を發揮し、男女共同参画社会の形成に参画する必要があり、その基礎となるのが家庭、学校、社会での教育・学習です。

性別に基づく固定的な役割分担意識を是正し、人権尊重を基盤にした男女共同参画についての理解、性の多様性に関する理解等を深めるためには、あらゆる分野で連携を図る必要があります。

【施策の方針】

家庭や職場、学校、地域などあらゆる場において、誰もがそれぞれ自分らしく生き、共に多様な分野に参画していくためには、男女共同参画の視点に立った意識啓発が極めて重要です。

幼児期から発達段階に応じた人権教育等の充実を図るとともに、社会教育においては性別及び年代を踏まえ、ジェンダーの視点等に立った意識啓発を推進していきます。



市の取り組み

施策1 ジェンダーにとらわれない視点に立った情報提供

市の作成するすべての案内物や刊行物等については、男女いずれかの性別に偏ったイラストの使用や表現になっていないか、ジェンダーにとらわれない視点で内容の確認を行い、適切な情報提供に取り組みます。	全課
意識啓発の充実を図るため、広報紙の積極的な活用やFMとよみ等のメディアと連携した情報発信に努めます。また、できる限り早い段階から人権感覚を身に付けることができるよう、子ども達でも理解しやすい内容並びに効果的な情報提供等に取り組みます。	協働のまち推進課

施策2 行政職員を対象とした研修会の実施

行政職員が本プランの推進に向け、その意義を理解し、男女共同参画社会の実現に向けて行動していくよう、研修会等を通じた意識啓発を図ります。	人事課
---	-----

施策3 社会教育等における男女共同参画意識の啓発

男女共同参画は分野が幅広く、内容も多岐にわたります。男女共同参画に対する市民の正しい理解を促すために、男女共同参画講座の充実を図ります。	協働のまち推進課
毎年6月23日から29日までの「男女共同参画週間」において、男女共同参画について、分かりやすく示したパネル展を開催します。	協働のまち推進課
公民館講座及び料理講座や調理実習等において、家庭や地域における男女共同参画という視点に立った講座内容の充実を図ります。	生涯学習振興課 健康推進課 障がい・長寿課

施策4 事業所に対する意識啓発

事業所に対して、国や県、関係機関が作成したポスターやパンフレット、また市がパネル展等で独自に作成した資料等を活用し、家庭と仕事の両立など、男女共同参画社会の実現に向けた事業所の役割等について、積極的に意識啓発を進めます。	商工観光課
--	-------

施策5 ジェンダーにとらわれない視点に立った保育・教育の推進

幼児保育教育において、性別による固定的な役割分担意識を植え付けることなく、個々を尊重し個性を育む保育内容の充実を図ります。	保育こども園課
小中学校の職員に対して、研修会等を通じて人権教育と関連した男女共同参画に関する啓発活動に取り組みます。	学校教育課
運動会、学習発表会、クラブ活動等において、性別にとらわれず、児童生徒が自由に選択できるよう、個性や興味を大切にする教育を進めます。	学校教育課
小中学校における男女混合名簿を継続していきます。今後は研修会等を通じて、男女混合名簿の意義等についての普及に努めます。	学校教育課

「男女共同参画」について学ぶことができるよう、総合的な学習の時間等を活用した人権教育の充実に取り組みます。	学校教育課
子どもたちが将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力を育むキャリア教育の充実に努めます。	学校教育課
ジェンダーにとらわれない就業意識の醸成や仕事を通して自己実現を図るため、職場見学（小学校）や職場体験学習（中学校）、進路指導の充実並びに教育相談の充実を図ります。	学校教育課
市内の事業所と連携し、小中学生が性別にとらわれず職場体験できる「お仕事体験事業」を実施します。	商工観光課

施策6 LGBT を含む性の多様性に関する理解の促進

性的少数者に関する人権啓発リーフレット（人権教育啓発推進センター）や男女共同参画講座等を通じて、性の多様性に関する理解の促進を図ります。	協働のまち推進課
LGBT 等当事者が行政窓口に来ることを想定し、特別視や偏見を持って応対しないよう心がけるとともに、書類や本人確認において不必要的性別欄がないか点検を行います。	全課
「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（文部科学省）」に基づき、児童生徒に対するきめ細かな対応を図ります。	学校教育課

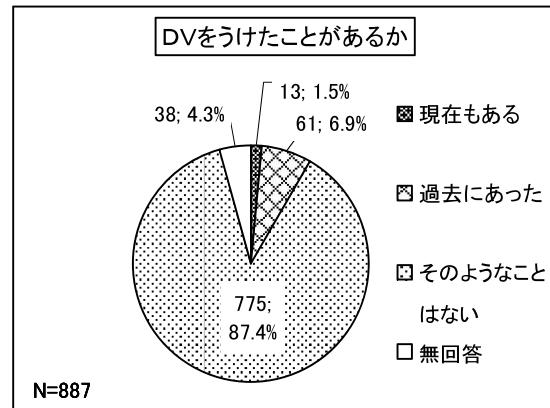


施策の方針2 暴力など人権侵害の根絶

【現状と課題】

配偶者や恋人などからDVをうけたことがあるかについては、「そのようなことはない」が87.4%と大半を占めますが、「過去にあった」6.9%、「現在もある」1.5%を合わせると8.4%の方がDVを経験しています。前回調査のDV経験者(9.7%)と比較すると1.3ポイント減少しています。

男女別にみると、女性が13.3%（「過去にあった」10.9%+「現在もある」2.4%）、男性が0.6%と、圧倒的に女性の割合が高くなっています。



沖縄県配偶者暴力支援センター相談件数は、沖縄県全体で平成26年の2,615件をピークに減少し、平成28年に2,041件となっています。

豊見市の平成28年度の女性相談件数は、153件そのうちDVに関する相談は124件と全体の81.0%となり、沖縄県全体と比較してDV相談の占める割合が高くなっています。

沖縄県配偶者暴力支援センター相談件数											単位：件	
	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	
沖縄県	859	794	1,017	1,392	1,403	2,232	2,311	2,484	2,615	2,171	2,041	
全国	58,528	62,078	68,196	72,792	77,334	82,099	89,490	99,961	102,963	111,630	106,367	

資料：沖縄県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画における事業実施状況

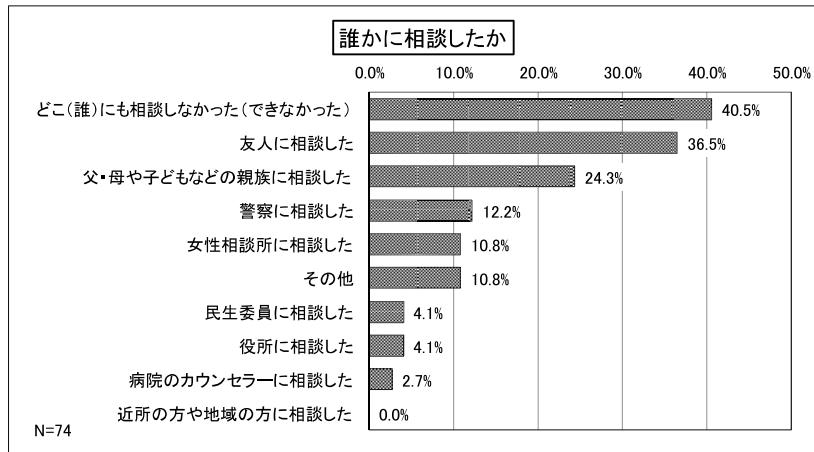
平成28年度 相談状況

	来所	電話		出張		合計	内DV
		内DV	内DV	内DV	内DV		
豊見城市	32	28	120	95	1	153	124
		87.5%		79.2%	100.0%		81.0%
沖縄県	973	729	3,705	2,138	120	79	4,798
		74.9%		57.7%	65.8%		61.4%

資料：平成29年度女性保護事業のあらまし

※女性相談所及び各福祉事務所の相談数

アンケート結果からDVに対する相談状況の第1位は、「どこ（誰）にも相談しなかった（できなかった）」で40.5%、第2位は「友人に相談した」で36.5%、第3位は「父・母や子どもなどの親族に相談した」で24.3%となっており、4割の方は相談できなかったと回答しており、この問題の難しさが伺えます。



DVについてどこにも相談しなかった理由の第1位は、「相談しても無駄だと思った」で40.0%、第2位は「自分が我慢すればいいと思った」で33.3%、第3位は「どこに（誰に）相談していいか分からなかった」及び「相談するほどのことではないと思った」で23.3%となっています。

県調査と比較すると、「相談しても無駄だと思った」、「どこに（誰に）相談していいか分からなかった」、「相談したことがばれると仕返しを受けたり、もっとひどいことをされると思った」という回答が高くなっています。

DVを相談しなかった理由

	市(H29)	県(H28)	市-県
どこに（誰に）相談していいか分からなかった	23.3%	8.9%	14.4
恥ずかしくて誰にも言えなかった	20.0%	18.2%	1.8
相談しても無駄だと思った	40.0%	14.8%	25.2
相談したことがばれると仕返しを受けたり、もっとひどいことをされると思った	13.3%	1.8%	11.5
相談相手の言動によって不快な思いをさせられると思った	6.7%	3.2%	3.5
自分が我慢すればいいと思った	33.3%	25.5%	7.8
世間體が悪い	6.7%	6.4%	0.3
他人を巻き込みたくないかった	16.7%	11.4%	5.3
そのことを思い出したくなかった	3.3%	5.5%	-2.2
自分にも悪いところがあると思った	16.7%	30.1%	-13.4
相談するほどのことではないと思った	23.3%	57.2%	-33.9
その他	6.7%	5.2%	1.5

DV等の暴力は重大な人権侵害であり、その発生防止と適切な相談対応、被害者の回復を図ることは行政の責務であるとともに、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

【施策の方針】

DV、ストーカー、性暴力などの行為は、重大な人権問題であり、犯罪です。このような人権侵害を根絶するために、積極的な情報提供及び啓発活動等による社会的認識の徹底、相談体制及び被害者の保護と自立支援の充実を図ります。

市の取り組み

施策7 人権意識の向上に向けた情報提供・DV等の根絶に向けた意識啓発及び被害の防止

DV等についての相談窓口の周知や意識啓発を行うため、目につきやすい、手に取りやすい場所等に、啓発用ポケットカードを設置するなど情報提供に努めます。	協働のまち推進課
11月の「女性に対する暴力をなくす運動期間」において、市役所ホール等を活用した啓発パネル展を開催します。	協働のまち推進課
庁内関係課及び保育、学校関係者、市民、自治会等を対象にしたDV・デートDV防止に関する情報提供、講座等を通じてDV等を見逃さない地域づくりを進めます。	人事課 協働のまち推進課
講演会、人権映画の上映会、街頭啓発活動、人権の花運動、人権週間における集中的な情報発信など、人権啓発のための様々な活動を実施していきます。	協働のまち推進課
人権擁護委員と連携し、地域における人権尊重思想の普及並びに相談対応に努めます。	協働のまち推進課
人権教育において、「命の大切さ」や「自分も他人も大事にする心」など、思いやりと豊かな心を育む教育を推進します。また暴力行為やデートDVの防止等に向け指導等に取り組みます。	学校教育課 子育て支援課
近年、スマートフォン、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等の普及により、これらを通じて性暴力の被害に遭うなど、暴力が多様化してきており、予防に向けた周知に努めます。	学校教育課 協働のまち推進課

施策8 DV等に関する相談体制の充実

警察署等と連携し、DV被害者からの相談に対して、被害者の精神的負担に配慮した相談対応など、相談体制の充実を図ります。	子育て支援課 協働のまち推進課
研修会等を通じて、暴力の特性の理解や二次被害の防止など、相談員の資質の向上に努めます。	子育て支援課

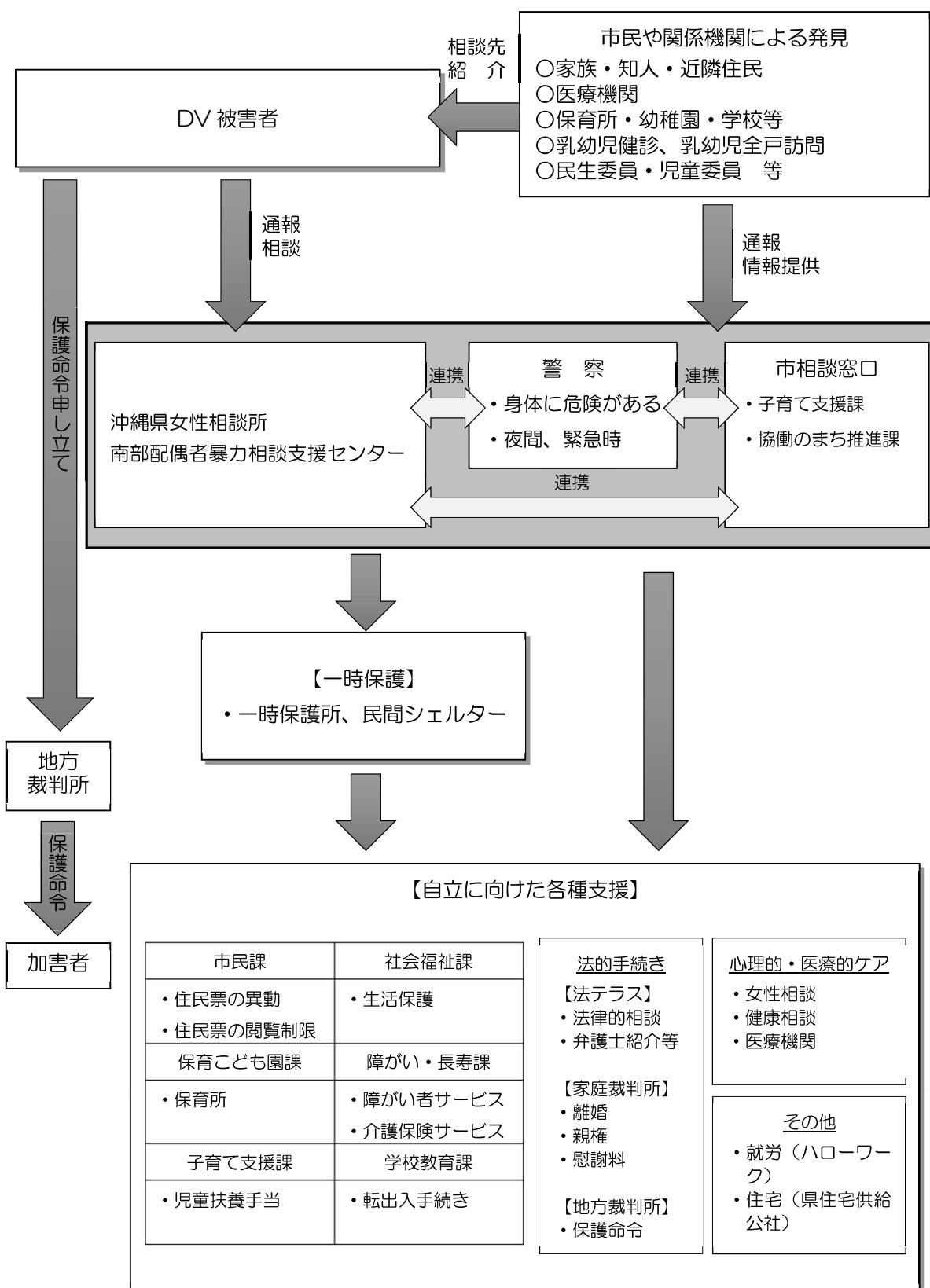
D Vは被害者のみならず、その子どもにも悪影響を及ぼすこと を踏まえ、要保護児童対策地域協議会等を通じた被害者の子ども に対する支援を進めます。	子育て支援課
--	--------

施策9 被害者の保護及び自立支援の充実

D V等の問題については、女性相談所及び警察署等と連携し、 適切な一時保護対策の充実を図ります。	子育て支援課 協働のまち推進課
D V等により保護の支援が必要であると警察署や女性相談所ま たは市福祉事務所が認めた申立者について、住民票等の閲覧や 交付を本人以外はできないようにし、申立者の保護について適 切に対応していきます。	市民課
関係課及び関係機関等と連携し、心理的・医療的ケア、生活支 援や就労支援など被害者の自立に向けた各種支援を行います。	子育て支援課 協働のまち推進課



DV被害者支援の流れ



施策の方針3 相談・支援体制の強化

【現状と課題】

共働き世帯の増加、就労環境の変化、ひとり親世帯の増加や非正規雇用労働者の増加、地域コミュニティの希薄化など、男女共同参画に関する社会動向は常に変化しています。

そのような中、市民が抱える問題はそれぞれ異なり、さらに複数の要因が重なることで、深刻化・複雑化し、表面化する段階では問題がさらに大きくなっていることがあります。

市民の誰もが様々な課題を抱えたとしても孤立することがない環境、また問題が深刻化する前に支援できる環境づくりが課題です。

【施策の方針】

複雑な問題に対応していくため、府内関係課及び関係機関等との連携による相談体制の充実を図るとともに、問題が深刻化・複雑化する前に必要な支援へ迅速につなげる環境づくりに努めます。

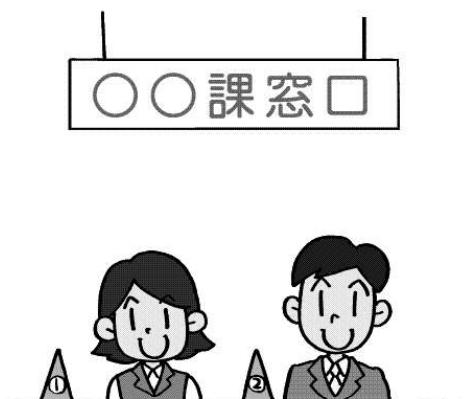
市の取り組み

施策 10 関係機関等と連携した相談体制の充実

行政相談、人権相談、法律相談、消費生活相談、就労相談、生活苦に関する相談など、関係課及び関係機関と連携し、ワンストップサービスによる合同相談等により相談対応の充実を図ります。	協働のまち推進課
人権擁護委員、行政相談委員、民生委員・児童委員、家庭相談員、女性相談員、こころの教室相談員、障害者支援相談員などに対して、講座や各種研修会等への積極的な参加を呼びかけ、相談員の資質向上を図ります。	協働のまち推進課 社会福祉課 障がい・長寿課 子育て支援課 学校教育課
関係課に対して男女共同参画に関する情報提供を通じて男女共同参画の視点に立った府内連携体制の強化を図ります。	協働のまち推進課

施策 11 貧困等の困難に直面する男女への支援

貧困、男女の働き方とワーク・ライフ・バランス、待機児童問題、子育ての孤立化、DVなどは、複数の要因が関係しているケースがあり、関係者が情報共有と連携強化を図ることで、問題が複雑化・深刻化する前に支援できる環境づくりを進めます。	協働のまち推進課
乳幼児健診や、「こんにちは赤ちゃん（宝宝）事業」等の場を活用し、ハイリスク親子の把握並びに子育て支援による育児不安や負担の解消に努めます。	健康推進課
経済や雇用情勢の悪化による貧困など生活上の困難に直面する人々の増加等によって自立生活や社会参加に困難を抱える人がいることに配慮し、総合的な相談対応と就労を含めた自立支援について取り組んでいきます。	協働のまち推進課 社会福祉課 商工観光課 子育て支援課



施策の方針4 男女の健康づくり支援



【現状と課題】

警察庁自殺統計によると全国の自殺者数は平成22年から減少傾向にありますが、平成29年に男性が14,826人、女性が6,495人となり、男性が女性の2.3倍多い状況にあります。

アンケート結果から、位牌(トートーメー)跡継ぎ問題について不平等を感じる割合は、女性が男性より4.5ポイント高くなっています。女性にとっては、男児を産まなければならないというプレッシャー、祭事や法事等の準備など精神的、身体的、経済的な負担が大きくなる状況が伺えます。

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の形成の前提と言えます。心身及びその健康についての正確な知識・情報の入手は、主体的に行動し、健康を享受するために必要となります。

位牌(トートーメー)の継承

	不平等を感じる	不平等は感じない	無回答
女性 計	47.4%	40.8%	11.8%
18歳～19歳	37.5%	50.0%	12.5%
20代	44.7%	50.0%	5.3%
30代	34.7%	56.8%	8.5%
40代	55.1%	36.0%	8.8%
50代	50.6%	41.6%	7.9%
60代	50.4%	33.6%	16.0%
70代以上	47.1%	14.7%	38.2%
男性 計	42.9%	42.0%	15.2%
18歳～19歳	55.6%	33.3%	11.1%
20代	42.3%	50.0%	7.7%
30代	48.1%	48.1%	3.8%
40代	37.7%	53.2%	9.1%
50代	44.9%	40.6%	14.5%
60代	42.9%	31.0%	26.2%
70代以上	38.5%	30.8%	30.8%

【施策の方針】

男女が生涯を通じて健康に過ごしていくよう、自らの健康は自ら管理するとの意識づくりと知識の普及等に向け、ライフステージに応じた健康教育、健康相談、意識啓発等を推進します。

特に女性は妊娠・出産、女性特有の更年期疾患、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)」の視点を踏まえるとともに、高齢期の健康づくり及び介護予防の充実を図るなど、生涯を通じて男女がお互いを思いやり、健康的な生活を続けていくよう支援していきます。

市の取り組み

施策 12 性教育等の充実

男女がお互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重し、相手に対する思いやりを持って接していくよう指導に努めます。	学校教育課
性と生殖に関する知識やエイズ等の性感染症の予防など性教育の充実を図ります。また生徒の抱える悩みに適切に対応するためカウンセリングを実施します。	学校教育課

施策 13 妊娠・出産期における女性の健康支援

ゆとりを持って妊娠期間を過ごし、安全な出産を迎えることができる環境づくりに向け、妊婦健診等による妊娠中の健康管理と出産、育児不安の解消に向けた取り組みを進めます。	健康推進課
---	-------

施策 14 中高年期における男女の健康支援

健康でいきいきとした高齢期を迎えることができるよう、健康づくり及び介護予防の充実を図ります。その際、男女別の健康課題や疾病等を踏まえた健康支援に努めます。	健康推進課 障がい・長寿課
---	------------------

施策 15 心の健康づくり支援

自殺予防パネル展やうつ病予防講演会の開催、いのちの電話相談の紹介、市の相談窓口の周知徹底等に努めます。	障がい・長寿課 社会福祉課 健康推進課 学校教育課
---	------------------------------------



基本目標Ⅱ 男女のパートナーシップによる仕事と家庭の両立支援

男女共同参画社会を目指す上では、人生の各段階において仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）を進めることができます。

固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女がともに家族、地域、仕事を支える構成員であるという認識に立ち、互いに責任を持ち、協力しあい、どちらか一方に負担を強いることがないよう、仕事と家庭の両立に向けた情報提供、意識啓発等を進めます。

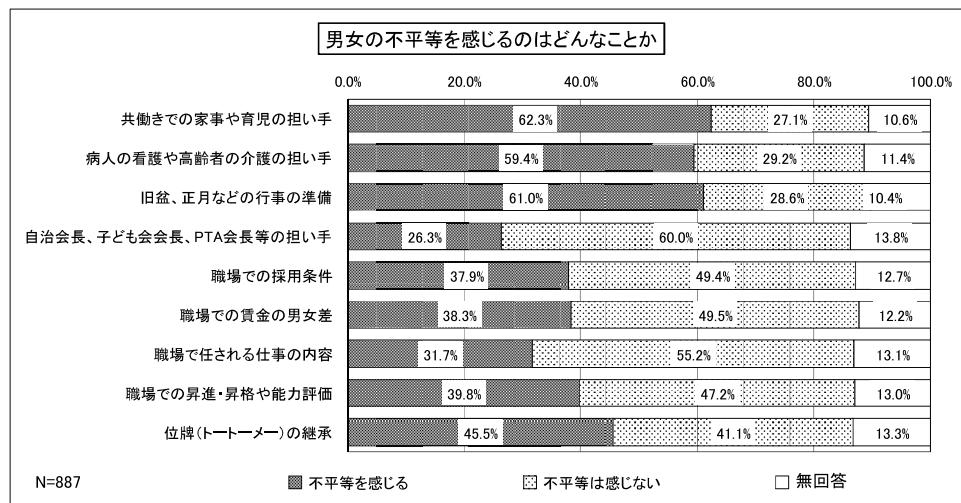


施策の方針5 家庭で男女共同参画を進めるための支援

【現状と課題】

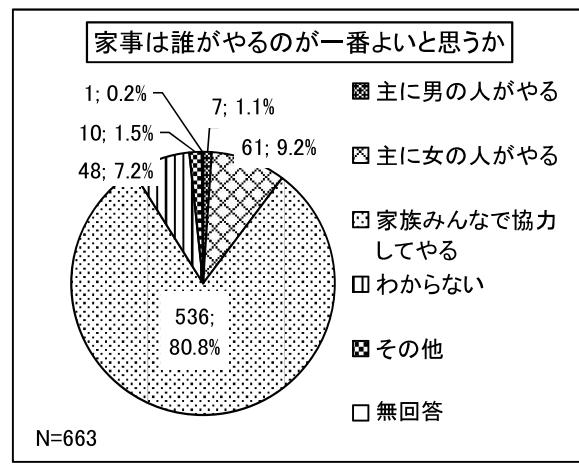
男女の不平等を感じることについては、「共働きでの家事や育児の担い手」、「旧盆、正月などの行事の準備」、「病人の看護や高齢者の介護の担い手」で不平等を感じる割合が半数を超えていました。

前回調査と比較すると、「職場での採用条件」と「職場での昇進・昇格や能力評価」を除く他の項目全てで不平等を感じる割合が減少しています。



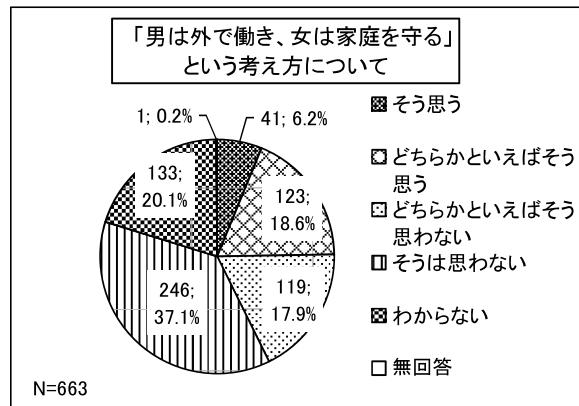
◇中学生アンケート

家事は誰がやるのが一番よいと思うかについては、「家族みんなで協力してやる」が80.8%と突出して高く、家族で分担して行うという意識が定着していることが伺われます。



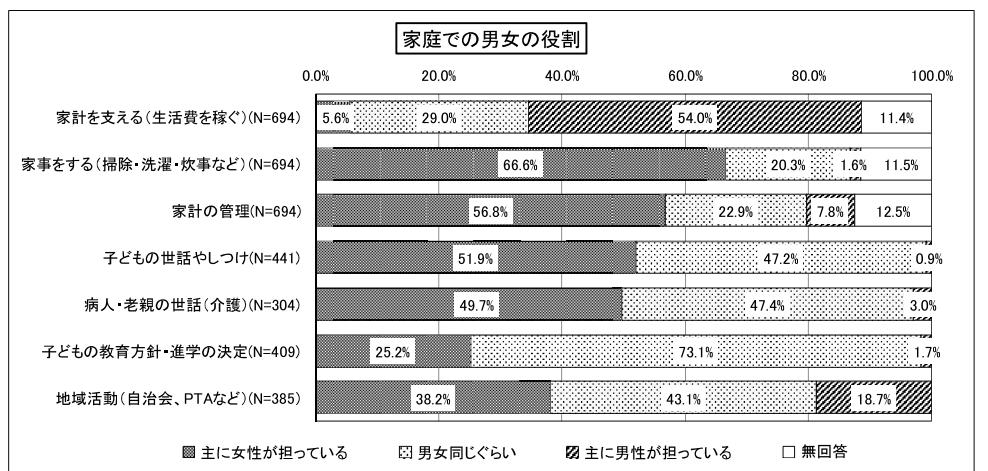
◇中学生アンケート

男は外で働き、女は家庭を守るという考え方については、そう思う（「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」）の肯定的意見は24.8%、そう思わない（「そうは思わない」+「どちらかといえばそう思わない」）の否定的意見は55.0%と、否定的意見が肯定的意見の2倍以上となっています。



家庭での男女の役割について、主に女性が担っている役割は「家事をする（掃除・洗濯・炊事など）」が66.6%と多く、次いで「家計の管理」56.8%、「子どもの世話やしつけ」51.9%、「病人・老親の世話（介護）」49.7%となっています。

家庭での男女の役割分担で男女同じくないと答えた方について、市調査と県調査を比較すると、「家計を支える（生活費を稼ぐ）」以外の全ての項目で市調査が県調査の割合を上回っており、なかでも、「病人・老親の世話（介護）」は26.5ポイント、「子どもの教育方針・進学の決定」は21.6ポイント県を上回っています。



家全体の重要な事柄を決めるときに、誰の意見が尊重されるかについては、男女とも「家族の話し合い」が第1位で、男女とも順位の変動はありません。

家全体の重要な事柄を決めるときに、誰の意見が尊重されますか

前回調査結果(平成21年度)				今回調査結果(平成29年度)				前回調査との比較
女性	1位	家族の話し合い	38.0	女性	1位	家族の話し合い	33.9	-4.1
	2位	配偶者	34.1 <th data-kind="ghost"></th> <th>2位</th> <td>配偶者</td> <td>33.9</td> <td>-0.2</td>		2位	配偶者	33.9	-0.2
	3位	自分	10.4	3位	自分	18.3	7.9	
男性	1位	家族の話し合い	36.9	男性	1位	家族の話し合い	39.1	2.2
	2位	自分	32.9		2位	自分	31.8	-1.1
	3位	配偶者	13.0		3位	配偶者	14.6	1.6

アンケート結果から家庭における役割分担については日常的な家事や育児等、介護や行事等に男女の不平等を感じるという声が高くなっています。

一方で、中学生アンケートの結果から、「家事は家族みんなで協力してやるのが良い」という意見が8割を超えており、若い世代では家庭における役割分担の意識も変化してきていることが伺えます。

少子・高齢化や共働き世帯の増加、雇用形態が変化する中、長時間労働等を前提とした従来の働き方、家庭生活における男女の役割を不平等の解消を進めるためには、男性に対する意識啓発と働き方の見直し、生活を支える育児等の必要となるサービスの拡充などを複合的に進めることができます。

【施策の方針】

家事や育児、介護などについて、女性に一方的な負担または男性への長時間労働を強いることなく、男女がともに責任を担える、家庭における男女共同参画を進めるための意識啓発に取り組んでいきます。



市の取り組み

施策 16 社会教育等における男女共同参画意識の啓発（再掲）

男女共同参画は分野が幅広く、内容も多岐にわたります。男女共同参画に対する市民の正しい理解を促すために、働き方の見直しや育児・介護など男女への意識啓発など男女共同参画講座の充実を図ります。	協働のまち推進課
毎年6月23日から29日までの「男女共同参画週間」において、男女共同参画について、分かりやすく示したパネル展を開催します。	協働のまち推進課

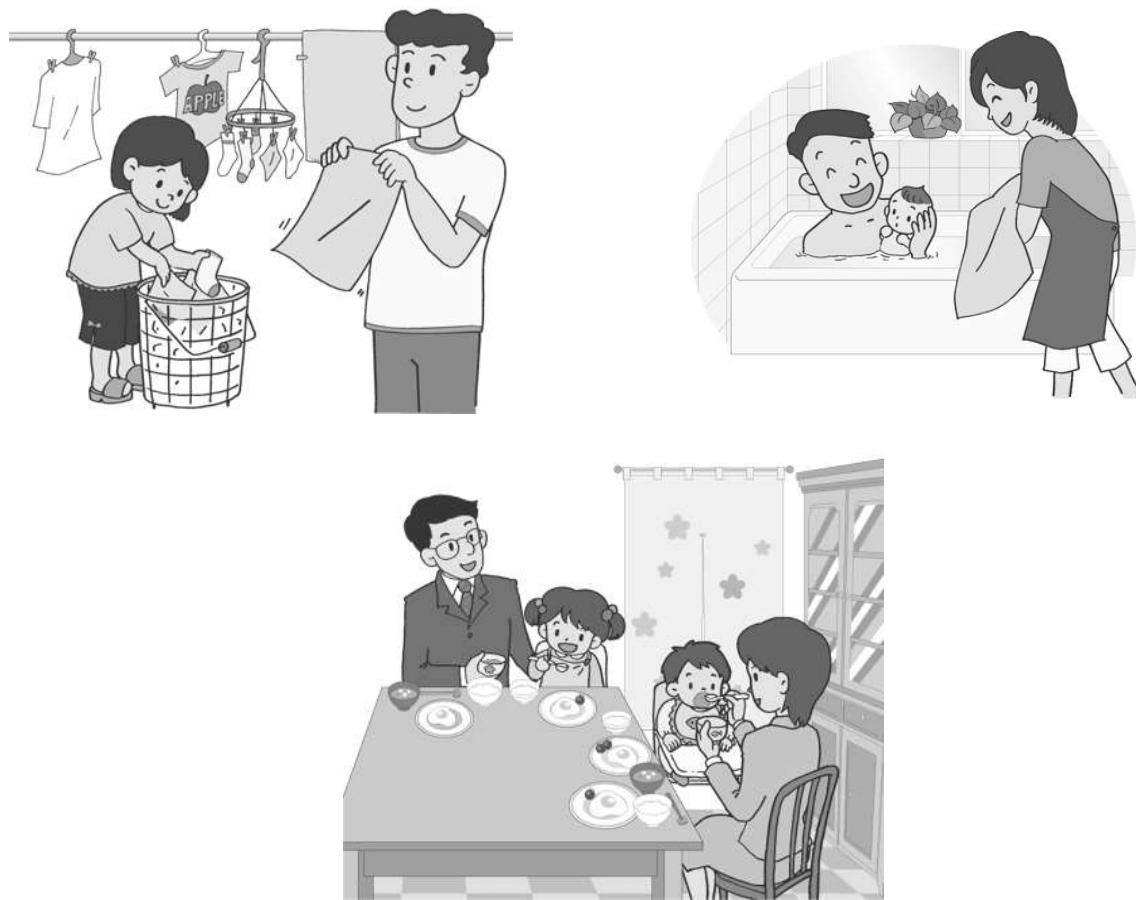
公民館講座及び料理講座や調理実習等において、家庭や地域における男女共同参画という視点に立った講座内容の充実を図ります。

生涯学習振興課
健康推進課
障がい・長寿課

施策 17 家庭を築く男女に対する意識啓発

男女共同参画の視点に立った働き方や家庭生活等について、パネル展や講座、「父親の仕事と育児両立読本－ワーク・ライフ・バランス ガイド－」等を活用し積極的に発信します。

協働のまち推進課



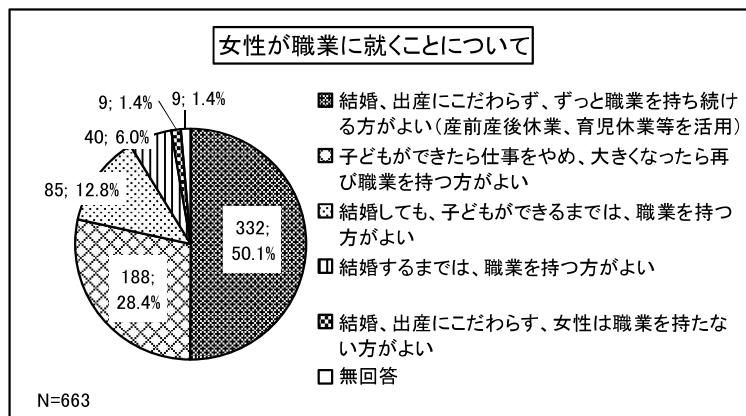
施策の方針6 働く場における男女共同参画の実現

【現状と課題】

◇中学生アンケート

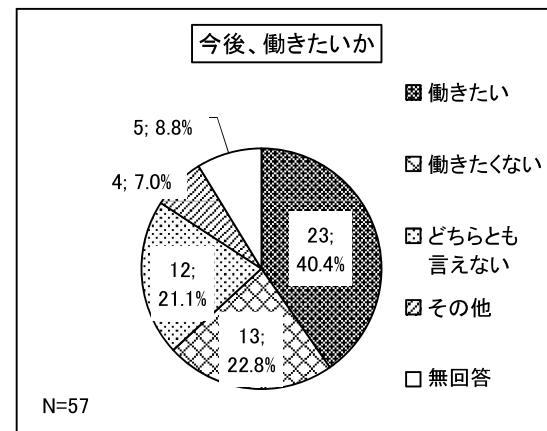
女性の就業については、「結婚、出産にこだわらず、ずっと職業を持ち続ける方がよい」が 50.1%と多く、次いで「子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び職業を持つ方がよい」 28.4%、

「結婚しても、子どもができるまでは、職業を持つ方がよい」 12.8%となってています。結婚や出産に関係なくずっと仕事を持つや子育てを終えたら再度仕事に就くなど、女性が働き続けることを肯定する意見が 78.5%、結婚や出産を機に仕事をやめるや仕事をしないを合わせた 20.2%を大きく上まわっています。



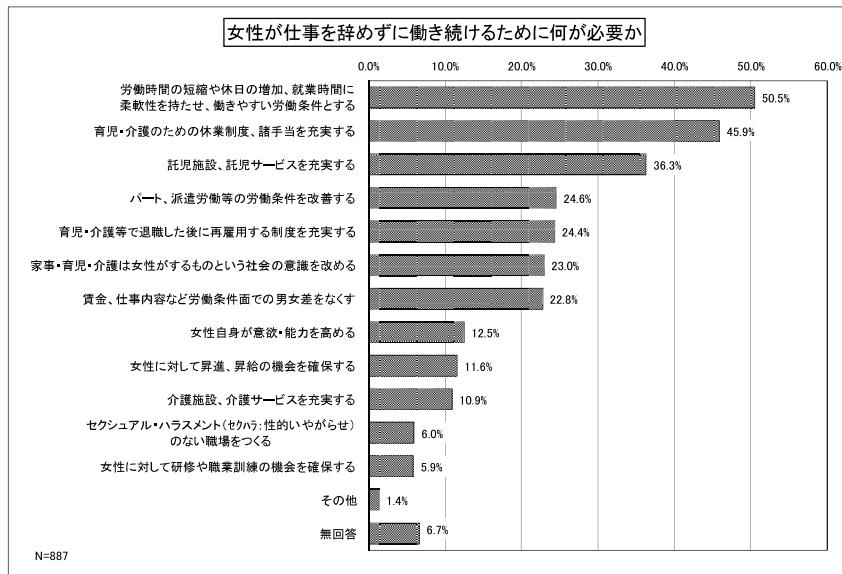
現在無職の女性の就業意欲については、「働きたい」が 40.4%と多く、次いで「働きたくない」 22.8%、「どちらとも言えない」 21.1%となっています。

県調査と比較すると「働きたい」と答えた方は 5.1 ポイント、「働きたくない」と答えた方は 11.0 ポイント、それぞれ市が県を上回っています。



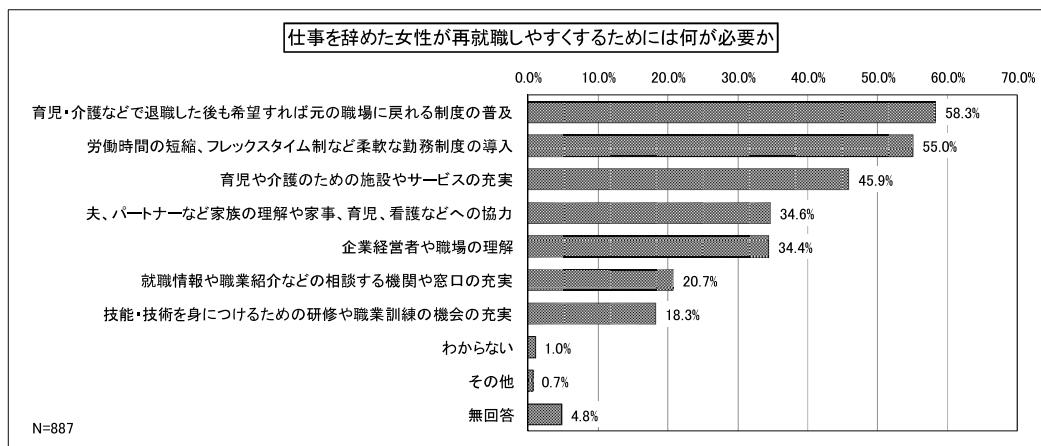
女性が働き続けるために必要なことは、「労働時間の短縮や休日の増加、就業時間に柔軟性を持たせ、働きやすい労働条件とする」50.5%、「育児・介護のための休業制度、諸手当を充実する」45.9%、「託児施設、託児サービスを充実する」36.3%が他の項目と比較して高くなっています。

県調査においても、上位3位は市調査と同様の項目が上がっています。

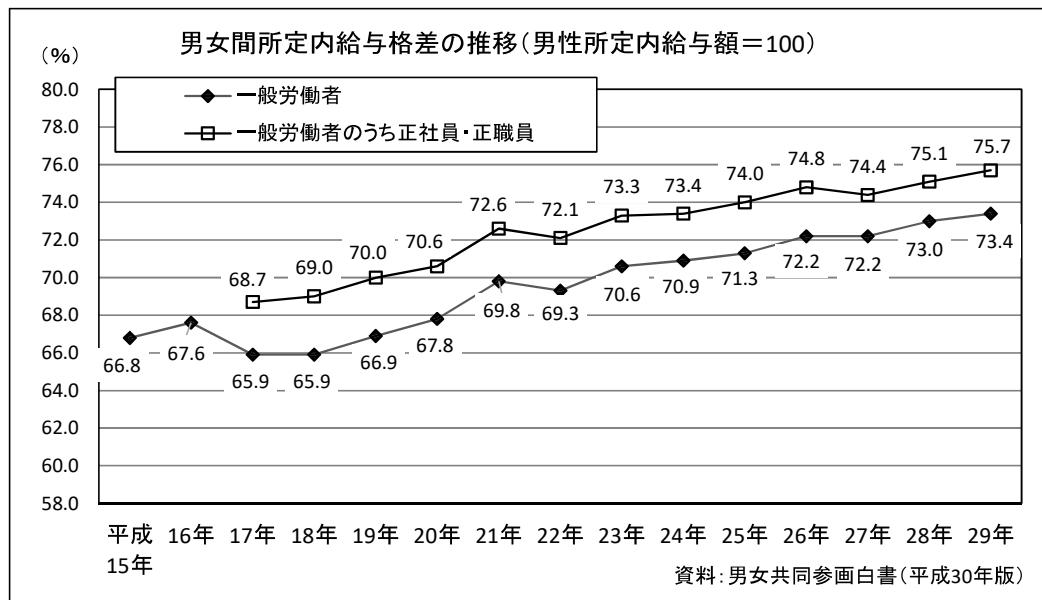


仕事を辞めた女性が再就職しやすくなるために必要なことは、「育児・介護などで退職した後も希望すれば元の職場に戻れる制度の普及」58.3%、「労働時間の短縮、フレックスタイム制など柔軟な勤務制度の導入」55.0%、「育児や介護のための施設やサービスの充実」45.9%が他の項目と比較して高くなっています。

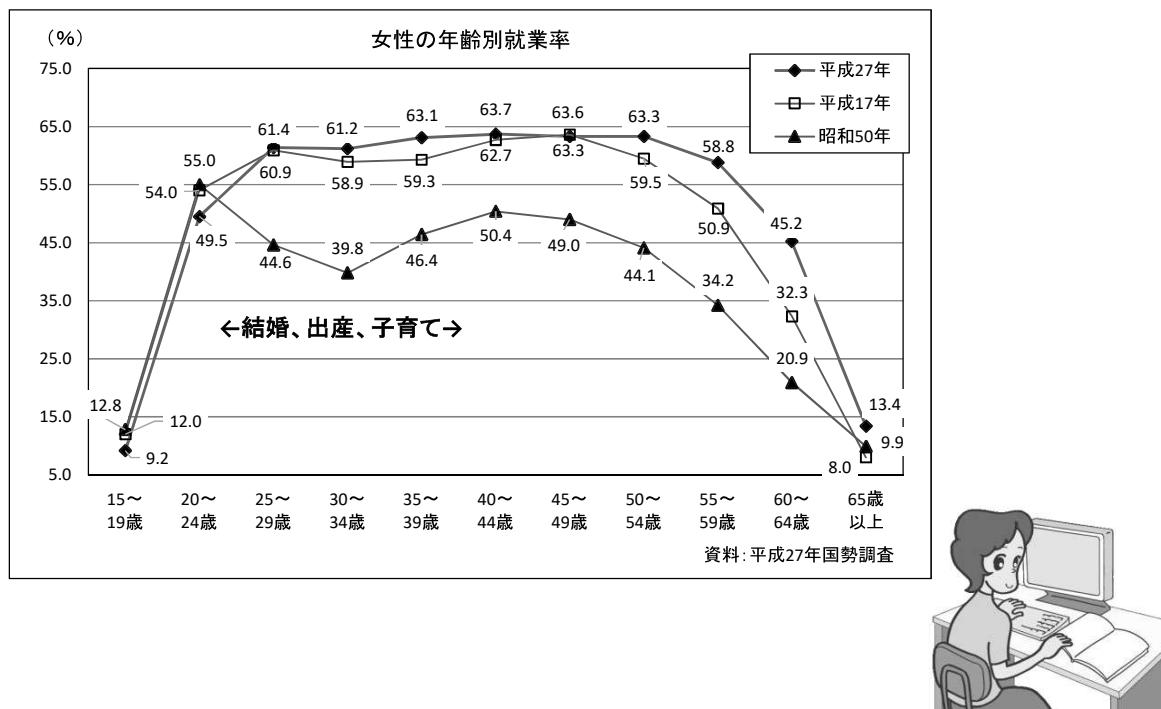
県調査においても、上位2位は市調査と同様の項目が上がっています。



平成 29 年度男女共同参画白書によると男女の給与格差は、徐々に縮小する傾向を示しています。平成 29 年の女性の所定内給与は、男性と比較して約 7.5 割となっています。



国勢調査とともに女性の年齢別就業率をみると結婚や出産、子育てと重なる年齢層において、離職する女性が多くグラフがM字カーブを描くと言われてきました。しかし平成 27 年は 25 歳～54 歳までの就業率に大きな差は見られず、特定の年齢における落ち込みが見られなくなっています。



セクハラを受けたことがあるかについては、「そのようなことはない」が 81.8%と大半を占めますが、「過去にあった」12.1%、「現在もある」0.7%を合わせると 12.8%の方がセクハラを経験しています。

前回調査と比較すると、女性の「現在もある」や「過去にあった」が増加しており、合わせて 5.3 ポイントの増となってています。

セクハラの相談については、「相談していない」が 66.4%、「相談した」が 33.6%と相談をしていない方が多くみられます。

県調査と比較すると、「相談した」割合が 14.1 ポイント高くなっています(県 21.1%)。



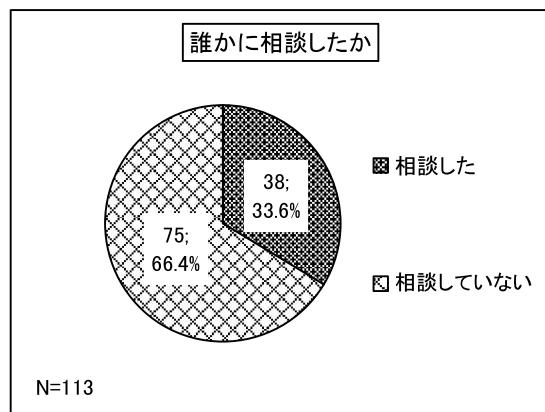
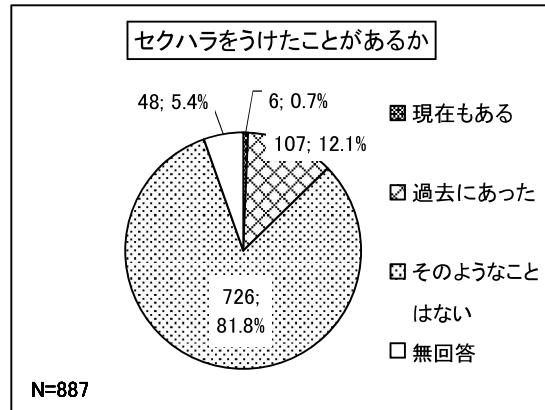
仕事は生活の経済的基盤であり、自己実現につながるもので。少子高齢化が進む社会において、性別に関わりなく、働く場において、その能力を十分に発揮できることは経済の活性化、社会保障の安定等の面からも極めて重要となります。

中学生アンケートの結果から、復職も含め女性が働き続けることを肯定する意見が約8割となっています。そのために必要なこととして市民アンケートでは、働きやすい労働条件、育児・介護休業や手当及び子育てサービスの充実といった意見が高く示されています。

働く場における男女共同参画の実現にあたっては、セクシュアル・ハラスメント等の対策を含む環境改善と合せて、男性の意識改革や子育て・介護サービス等の充実が求められます。

【施策の方針】

仕事も家庭も充実した生活を送るために、働く場において性別や年齢、正規や非正規といった違いによって差別的な待遇を受けることがないよう、経営者と労働者がともに、働く場における男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの重要性を認識する必要があります。教育における固定観念にとらわれない就業意識の啓発をはじめ、ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供及び学ぶ機会の充実をはじめ、男女が対等にいきいきと働くことができ家庭生活との調和のとれた職場づくり、再就職や起業等への支援に努めます。



市の取り組み



施策 18 ワーク・ライフ・バランスの推進

商工会を通じて、「沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証制度」や企業向けセミナーの周知など、ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供を行います。	商工観光課
男女共同参画講座等において、男性の長時間労働など働き方や家庭における男女の役割の見直しなど、市民も対象とした講座を開催します。	協働のまち推進課
ワーク・ライフ・バランスの推進モデルとなるよう、職員研修等を通じて、市役所職員がワーク・ライフ・バランスを学ぶ機会の充実を図ります。	人事課

施策 19 誰もが働きやすい就業環境の確立に向けた支援

男女雇用機会均等法の趣旨にのっとり、募集、採用、配置、昇進など、性別を問わず働きやすい環境の確立を推進します。	商工観光課
労働基準法、パートタイム労働法、育児・介護休業法等の普及に努め、働く男女の権利保障を支援します。	商工観光課
子育て支援や仕事と家庭の両立支援を進める事業所を増やしていくよう、女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定に向けた意識啓発を進めます。	商工観光課
商工会を通じて、あらゆるハラスメント（セクハラ、パワハラ、マタハラ等）の防止に向けた情報提供を行います。	商工観光課
市役所において、ハラスメント等防止ガイドライン（セクハラ、パワハラ、マタハラ等）の作成及び相談対応等を通じて、誰もが働きやすい職場づくりを進めます。	人事課
本市の第一次産業の中核を担う農業分野において、魅力的な農業経営を目指し、家族経営協定を締結する農家が増加するよう普及啓発を進めます。	農林水産課
農業者等に対して「担い手及び新規就農者支援講座」や研修会等への参加を呼びかけます。またJAと連携し女性農業リーダーの育成を図ります。	農林水産課

施策 20 再就職及び起業等に対する支援

育児などにより離職した女性やひとり親家庭の保護者等に対して、豊見城市ふるさとハローワークを通じて、再就職の支援を行います。	商工観光課
沖縄県女性就業・労働相談センターが実施する相談並びにセミナー・イベントの周知を図ります。	商工観光課 協働のまち推進課
独立・開業を行う者又は開業後1年未満の事業者に対して、県の創業者支援資金の紹介を行います。	商工観光課



施策の方針7 子育て支援体制の充実



【現状と課題】

アンケート結果で、子どものときに親から“女の子らしく”または“男の子らしく”などと言われたかについては、5年前の調査と比較すると言わされたという経験は減っています。

“女の子らしく”“男の子らしく”と言われたか			
	H21	H29	H29-H21
よく言われた	27.8%	22.2%	-5.6
どちらかといえば言われた	41.0%	36.9%	-4.2
ほとんど言われなかつた	30.6%	39.1%	8.6
無回答	0.6%	1.8%	1.2
	100.0%	100.0%	

しかし、子育てに関する問い合わせをみると「子どもの世話やしつけ」について「主に女性が担っている」という意見が半数以上を占めています。

男女別にみると、女性は「主に女性が担っている」が60.3%で最も多く、男性は「男女同じくらい」が59.8%で最も多く、男女の認識の差がみられます。



子どもの世話やしつけ

	主に女性が担っている	男女同じくらい	主に男性が担っている
女性 計	60.3%	39.0%	0.7%
18歳～19歳	0.0%	100.0%	0.0%
20代	61.5%	38.5%	0.0%
30代	57.5%	41.1%	1.4%
40代	58.1%	40.9%	1.1%
50代	58.7%	41.3%	0.0%
60代	72.2%	27.8%	0.0%
70代以上	100.0%	0.0%	0.0%
男性 計	39.1%	59.8%	1.1%
18歳～19歳	14.3%	85.7%	0.0%
20代	42.9%	57.1%	0.0%
30代	33.3%	66.7%	0.0%
40代	38.0%	62.0%	0.0%
50代	39.0%	58.5%	2.4%
60代	51.5%	48.5%	0.0%
70代以上	33.3%	50.0%	16.7%

また、女性が仕事を辞めずに働き続けるために必要なこととして、「家事・育児・介護は女性がするものという社会の意識を改める」が13項目中第6位と高く、女性の割合が男性の約2倍と、ここでも男女意識がみられます。

女性が仕事を辞めずに働き続けるために必要なこと		
理由の第6位	女性	男性
家事・育児・介護は女性がするものという社会の意識を改める	28.2%	14.9%

少子化の進行等を踏まえると、次世代を担う子どもが健やかに生まれ、育つ環境の整備を図ることが求められ、市外または県外からの転入者が多い本市においては、子育てに悩みを抱える家庭が地域で孤立するケース等も懸念されます。

【施策の方針】

子育ては、人生の喜びであり、幸福を感じができるものです。しかし、ライフスタイルや価値観の多様化、核家族化や共働き世帯の増加、地域のつながりの希薄化など社会環境の変化によって、育児不安や悩みを抱えたまま子育て家庭が地

域で孤立してしまうことも少なくありません。「豊見城市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保育環境の整備や女性の就業継続支援などを含め、社会的に切れ目のない子育て支援体制の充実を図ります。



市の取り組み

施策 21 子育て相談、支援体制の充実

子育てに対する様々な問題を抱える保護者が身近な地域で気軽に相談できるよう専門性を重視した多様な相談体制の充実を図ります。また身近な地域で親子が気軽に集い、互いに支え合う環境づくりとともに、乳幼児期から小学校入学まで切れ目のない支援に努めます。

子育て支援課

施策 22 子育て情報提供等の充実

「子育てガイドありんくりん」等を活用し子育て情報を提供します。また子育て支援センター、保育所、認定こども園、児童館等が持つ子育て情報を集約・整理し、一元的に発信できる情報ネットワークの体制づくりを検討します。

子育て支援課

施策 23 子育て家庭に対する経済負担の軽減

多子世帯、ひとり親世帯及び生活困窮家庭等に対し、必要に応じて保育料の減免を行います。子ども医療費や母子・父子家庭医療費、妊婦健診の助成を行い経済的負担の軽減を図ります。

子育て支援課
保育こども園課
健康推進課

施策 24 保育サービスの充実

公立保育所が担う子育て支援機能の役割を見直し、「公」と「民」との役割を明確化し民間活力の導入などを見据え、多様な保育ニーズに対応できる保育基盤整備を進めています。

保育こども園課

施策 25 子どもの居場所づくり

地域の主体的な子育て支援活動（自治会幼稚園など）や児童館、学校、公民館等と連携し、子ども達が気軽に集い、地域のなかで様々な体験や交流活動ができる居場所づくりを推進します。

子育て支援課

施策の方針8 介護を支える環境の充実



【現状と課題】

アンケート結果から、「病人の看護や高齢者の介護の担い手」について男女の不平等を感じると回答した割合が約6割と高くなっています。

男女別にみると、「不平等を感じる」は女性が64.6%、男性が51.6%と男女とも不平等を感じる方が半数を超えて、女性が男性より13.0ポイント高くなっています。

病人の看護や高齢者の介護の担い手

	不平等を感じる	不平等は感じない	無回答
女性 計	64.6%	25.8%	9.6%
18歳～19歳	25.0%	75.0%	0.0%
20代	44.7%	52.6%	2.6%
30代	64.4%	28.8%	6.8%
40代	67.6%	27.2%	5.1%
50代	73.0%	19.1%	7.9%
60代	66.4%	19.3%	14.3%
70代以上	55.9%	8.8%	35.3%
男性 計	51.6%	34.7%	13.7%
18歳～19歳	44.4%	55.6%	0.0%
20代	26.9%	69.2%	3.8%
30代	59.6%	36.5%	3.8%
40代	59.7%	32.5%	7.8%
50代	52.2%	39.1%	8.7%
60代	48.8%	22.6%	28.6%
70代以上	46.2%	23.1%	30.8%

【施策の方針】

介護保険制度のスタートから18年が経過し、サービスは拡充されてきましたが、将来的な独居高齢者や高齢者のみ世帯の増加を見据え、高齢期においても心身の状態にかかわらず、地域で安心して生活していくよう、介護・福祉サービス等の充実とともに介護者の負担軽減に向けた取り組みを充実していきます。

市の取り組み

施策 26 福祉サービス等の適正利用に関する意識啓発

在宅で介護をしている介護者の負担軽減を図るために、介護保険サービス並びに障害福祉サービスに対する理解を促し、サービスの適正利用を進めます。	障がい・長寿課
---	---------

施策 27 福祉サービス等の充実

介護を必要とする状態になった場合にも、住みなれた地域で安心して暮らしていくことができるよう介護保険サービス並びに障害福祉サービス等の充実を図ります。	障がい・長寿課
--	---------

施策 28 介護者の負担軽減に向けた取り組みの推進

介護を必要とする方の在宅生活を支援するため、介護者の負担軽減に向けた取り組みを進めます。	障がい・長寿課
--	---------

基本目標Ⅲ 誰もが個性と能力を活かした住み良いまちづくり



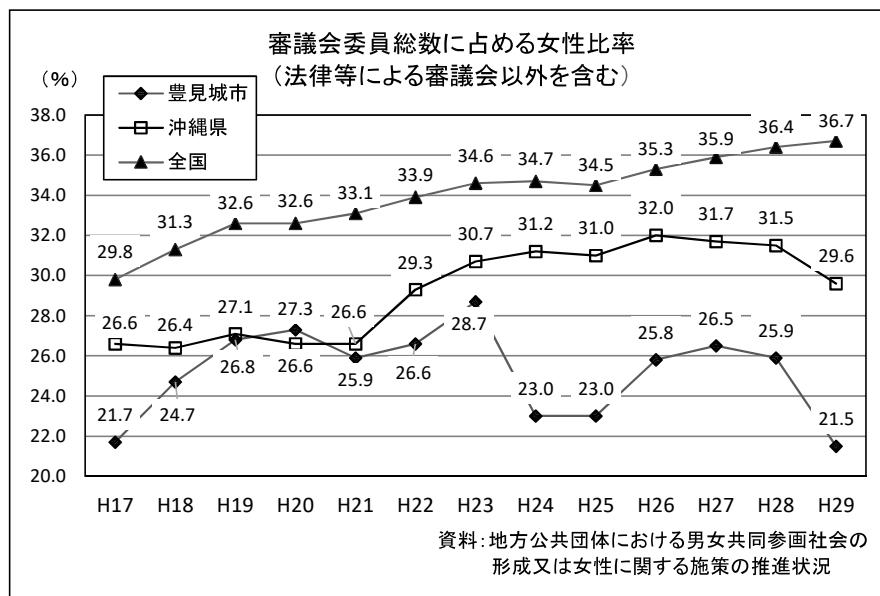
国民がゆとりと豊かさを実感し、安心して暮らすことのできる社会の実現を目指し、地方分権が進められています。これから行政運営は、市民の声に積極的に耳を傾けることが重要になるとともに市民との協働によるまちづくりが一層求められます。

市民一人ひとりが地域の中で育ち、その人らしく、安心・安全に暮らしていくためには、行政と市民が協力しあい、男女がそれぞれの個性と能力を活かした住み良いまちづくりを進めていきます。

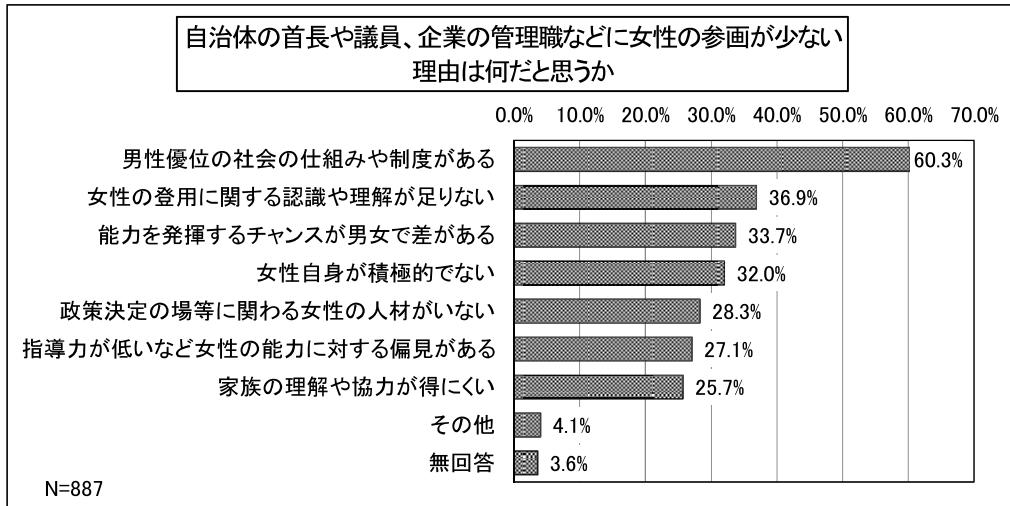
施策の方針9 政策・方針決定過程への女性の参画促進

【現状と課題】

審議会委員総数に占める女性比率は、平成29年に21.5%となっています。平成17年以降最も低い数値となっており、沖縄県及び全国の数値を下回っています。



首長や議員及び企業の女性の管理職が少ない理由は、「男性優位の社会の仕組みや制度がある」が 60.3%と突出して高く、次いで「女性の登用に関する認識や理解が足りない」 36.9%、「能力を発揮するチャンスが男女で差がある」 33.7%、「女性自身が積極的でない」 32.0%となっています。



【施策の方針】

市政に女性の意見が反映されない理由として、市議会や各種審議会などの政策決定の場に女性が少ないと加え、アンケートから女性自身が積極的でないなど、女性の意識の問題もあげられています。女性が意欲を持って意思決定の場に参画していくけるよう「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の周知や意識啓発に努めるとともに、審議会等への女性の積極的な登用を推進します。

市の取り組み

施策 29 審議会等への女性の登用

女性の意見を市政に反映するため、審議会等への女性の積極的な登用を推進します。特に女性審議会委員の登用率が低い分野については、その是正を進めます。

協働のまち推進課
関係各課

施策 30 職員研修事業（再掲）

役所における職員研修においては、性別に偏りがないよう受講者の指名を行います。また新採用職員研修において、男女共同参画について学習できる機会の充実を図ります。

人事課

施策 31 女性の政治参加の促進

沖縄県男女共同参画センター及び他市町村と連携し、女性の政治参加を促進するための情報提供等に努めます。	協働のまち推進課
女性団体連絡協議会及び他団体と連携し、政策決定の場における女性の参画を促していきます。	協働のまち推進課



施策の方針 10 地域における男女共同参画社会の推進

【現状と課題】

アンケート結果から、「自治会長、子ども会会長、PTA会長等の担い手」について男女の不平等を感じている方は 26.3%となっています(P45)。

男女別でみると、「不平等を感じない」は女性が 60.9%、男性が 58.9%と男女とも不平等を感じていない方が半数を超えていました。

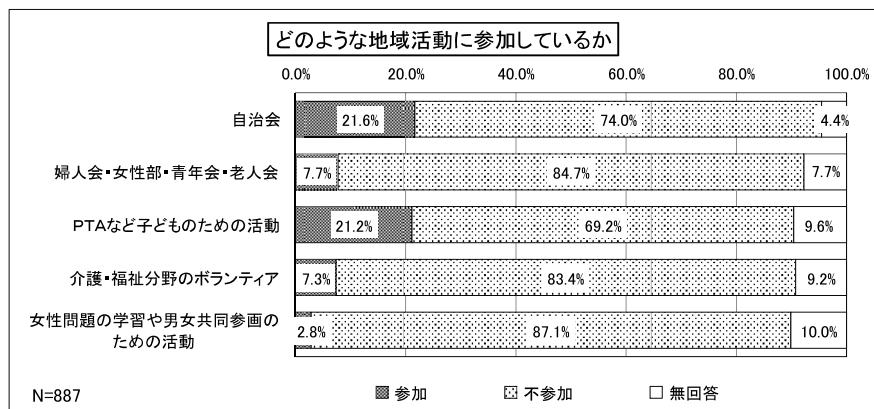


自治会長、子ども会会長、PTA会長等の担い手

	不平等を感じる	不平等を感じない	無回答
女性 計	26.9%	60.9%	12.2%
18歳～19歳	12.5%	87.5%	0.0%
20代	21.1%	76.3%	2.6%
30代	31.4%	59.3%	9.3%
40代	31.6%	62.5%	5.9%
50代	27.0%	64.0%	9.0%
60代	21.0%	58.8%	20.2%
70代以上	23.5%	35.3%	41.2%
男性 計	25.4%	58.9%	15.7%
18歳～19歳	22.2%	55.6%	22.2%
20代	11.5%	80.8%	7.7%
30代	30.8%	65.4%	3.8%
40代	27.3%	64.9%	7.8%
50代	26.1%	62.3%	11.6%
60代	27.4%	42.9%	29.8%
70代以上	15.4%	50.0%	34.6%

地域活動の参加状況は、各活動とも「不参加」が 7～8 割と「参加」を大きく上回っています。「参加」で多い活動は、「自治会」21.6%、「PTAなど子どものための活動」21.2%が見られます。

県調査と比較すると、「婦人会・女性部・青年会・老人会」の活動を除く他の全ての活動で、市調査が県調査の割合を上回っており、なかでも、「PTAなど子どものための活動」は 7.9 ポイント、「自治会」は 6.2 ポイント県を上回っています。



自治会活動については、参加していると回答した割合で、男女の差（男性 26.2%、女性 18.8%）が見られます。

【施策の方針】

男女がともに地域活動や社会活動等に参画するとともに、行政と市民がともに考え汗を流す協働のまちづくりを進めるため、本プランの周知や活動団体等への支援、人材育成に取り組みます。

市の取り組み

施策 32 協働のまちづくりの推進

創意工夫にあふれた市民活動団体が行うまちづくり活動に対して、助成を行い協働のまちづくりを支援します。	協働のまち推進課
--	----------

施策 33 女性団体連絡協議会に対する活動支援

男女共同参画社会の推進に向け活動している女性団体連絡協議会の活動を支援し、連携強化を図ります。	協働のまち推進課
---	----------

施策 34 地域団体への意識啓発

地域における男女共同参画意識の醸成に向け、自治会等において本計画の取り組み等について周知を図ります。	協働のまち推進課
--	----------

施策 35 NPO 等の立ち上げ及び活動支援

介護や子育て支援など行政等では対応が難しい特殊・個別性の高いニーズ等への取り組みと、地域づくりを進める新たな担い手として期待される、NPO 等の立ち上げ及び活動支援に取り組みます。	協働のまち推進課 障がい長寿課 子育て支援課
--	------------------------------

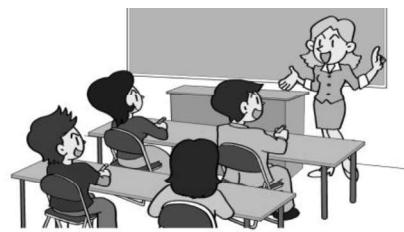
基本目標Ⅳ 男女共同参画社会実現のための推進体制の充実

男女共同参画社会の実現を目指すために取り組むべき施策は、広範多岐にわたります。本プランの実効性を高めるためには、継続的に実施状況を検証し、施策の見直しへとつなげる体制の充実が必要となります。

施策の方針 11 庁内推進体制の充実

【現状と課題】

「第2次とみぐすく男女共同参画プラン」では、「政策決定の場における女性の登用率を平成32年までに35%まで引き上げる」ことが計画目標として設定されました。本計画においては、PDCA(Plan(計画)－Do(実施)－Check(評価)－Action(改善))サイクルで計画を推進していくために、設定した計画指標に基づき施策の実施状況の確認する必要があります。



【施策の方針】

学識経験者や一般公募市民等の外部委員で構成される「男女共同参画会議」からの意見を踏まえながら、豊見城市男女共同参画推進本部において計画の進捗管理を行います。また設定した指標にもとづき進捗状況の把握と府内の連携強化を進めます。

市の取り組み

施策 36 庁内推進体制の充実

豊見城市男女共同参画推進本部において、計画の達成状況の点検とともに、施策の推進に必要な対策等を行います。	協働のまち推進課
年度ごとに計画の進捗状況の取りまとめ、男女共同参画会議に対して定期的に報告を行い、会議から出された意見を推進本部に報告します。	協働のまち推進課
達成指標による計画進捗状況について、豊見城市男女共同参画推進条例第14条にもとづき、毎年市のホームページを通じて市民に公表します。	協働のまち推進課
豊見城市男女共同参画推進条例について、パネル展等で周知に努めます。	協働のまち推進課

施策の方針 12 市民及び市民活動等との連携の促進

【現状と課題】

アンケート調査の認知度から、「社会的性差（ジェンダー）」については認識が高まっていますが、「男女共同参画社会」は約4割と必ずしも高くありません。計画の将来像に掲げる『「その人らしく」「自分らしく」お互いの違いを認めあい、支えあい、高めあう 個性が輝く とみぐすく』を実現するためには、豊見城市男女共同参画推進条例における市民の責務等の周知並びに市民との連携が極めて重要となります。

【施策の方針】

計画の推進にあたっては、市民と行政、教育関係者、事業者等が一体となって施策の展開を図るとともに、推進状況を外部からチェックすることが必要となります。そのため男女共同参画会議との連携強化を図るとともに、女性団体連絡協議会等への支援、市民や自治会等との連携を図るための体制づくりに努めます。

市の取り組み

施策 37 市民及び市民活動等との連携の促進

女性団体連絡協議会を中心とした支援を行うとともに、市民や自治会等との積極的な連携を図るための体制づくりに努めます。	協働のまち推進課
計画の進捗状況等について、ホームページで公開し、市民からの意見を求め、今後の施策に活かします。	協働のまち推進課



施策の方針 13 事業所との連携

【現状と課題】

男女間にはいまだ賃金格差があり、結婚、出産、子育て期の女性にとって育児と仕事のキャリアを継続しながらの両立は厳しいのが現状です。一方で男性の場合、労働時間が長時間となることで家事・育児・介護、地域活動等の参加が充分にできない状況があります。男女が様々な分野において、個性と能力を十分発揮することができる社会を実現するには、仕事と家庭の両立、意識啓発と働き方を見直しを両輪で進める必要があります、そのためには事業所の理解及び男女が働きやすい環境作りが不可欠になります。

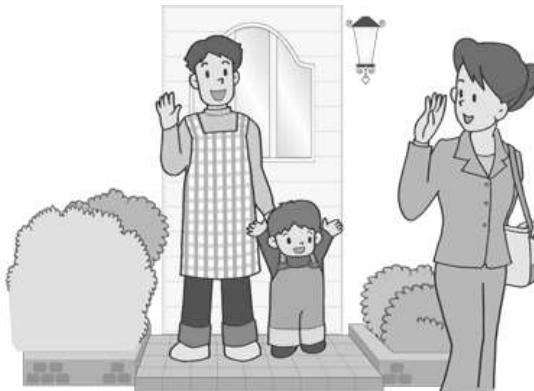
【施策の方針】

男女共同参画社会の実現に向け、市内の事業所に対して積極的な情報提供と意識啓発に努めます。男女が働きやすい環境づくり等に取り組む事業所に対しては、広報等を通じて紹介を行うなど、事業所の規模を問わず環境改善につながる取り組みを推進していきます。

市の取り組み

施策 38 事業所との連携

商工会を通じて、「沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証制度」や企業向けセミナーの周知など、ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供を行います。(再掲)	商工観光課
男女が働きやすい環境づくりに向け、ワーク・ライフ・バランスの企業におけるメリット等の周知並びに講座等を通じた意識啓発に取り組みます。	協働のまち推進課



第3次豊見城市男女共同参画プラン数値目標一覧

基本目標I 誰もがお互いの人権を尊重する環境づくり

	指標	現況 (2017年度)	目標値		担当課
			2023年度	2028年度	
1	ジェンダーについて内容も知っている(回答割合)	52.2(%)	60(%)	65(%)	協働のまち推進課
2	広報誌やメディアを活用した意識啓発	15(件)	15(件)	15(件)	協働のまち推進課
3	行政職員に対する男女共同参画に関する研修	1(回)	2(回)	2(回)	協働のまち推進課
4	男女共同参画講座開催数	2(回)	4(回)	4(回)	協働のまち推進課
5	男女共同参画に関するパネル展開催場所	6(力所)	6(力所)	6(力所)	協働のまち推進課
6	人権擁護委員等による人権教室実施校	6(校)	11(校)	11(校)	学校教育課
7	妊娠1週以下の妊娠届出率	89(%)	91.5(%)	92(%)	健康推進課

基本目標II 男女のパートナーシップによる仕事と家庭の両立支援

	指標	現況 (2017年度)	目標値		担当課
			2023年度	2028年度	
8	職場での昇進・昇格や能力評価について男女の不平等を感じる(回答割合)	39.8(%)	30(%)	20(%)	協働のまち推進課
9	家の重要な事柄は家族の話し合いによって決める(回答割合)	36(%)	50(%)	60(%)	協働のまち推進課
10	働き方や家庭生活等に関するパネル展、講座の開催数	無し	2(回)	2(回)	協働のまち推進課
11	豊見城市男性職員の育児休業取得率	6.7(%)	10(%)	13(%)	人事課
12	セクハラ被害者のうち相談できなかった人の割合	66.4(%)	20(%)	10(%)	協働のまち推進課
13	沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証取得企業数	2(企業数)	3(企業数)	4(企業数)	商工観光課
14	ふるさとハローワークにより就労できた人の数(豊見城市在住女性の数)	259(人)	272(人)	286(人)	商工観光課
15	農家における家族経営協定締結数	32(締結数)	51(締結数)	61(締結数)	農林水産課
16	病人の看護や高齢者の介護の担い手について不平等を感じる(回答割合)	59.4(%)	50(%)	40(%)	協働のまち推進課
17	性別を踏まえた介護予防講座数	3(回)	10(回)	16(回)	障がい・長寿課

基本目標III 誰もが個性と能力を活かした住み良いまちづくり

	指標	現況 (2017年度)	目標値		担当課
			2023年度	2028年度	
18	審議会等への女性登用率	21.5(%)	30(%)	35(%)	協働のまち推進課
19	市役所管理職(課長級以上)の女性登用率	5.7(%)	8(%)	10(%)	人事課
20	自治会長会への情報提供	2(回)	5(回)	5(回)	協働のまち推進課

基本目標IV 男女共同参画社会実現のための推進体制の充実

	指標	現況 (2017年度)	目標値		担当課
			2023年度	2028年度	
21	男女共同参画会議の開催数	4(回)	5(回)	5(回)	協働のまち推進課
22	男女共同参画に関する市民活動団体数	4(団体)	4(団体)	6(団体)	協働のまち推進課
23	事業所と連携を図った事業実施数	1(回)	2(回)	2(回)	協働のまち推進課

女性活躍推進法及び配偶者暴力防止法に基づく施策の整理

基本目標	施策の方針	市の取り組み(施策)
I 誰もがお互いの 人権を尊重する環境 づくり	1 男女共同参画の視点に 立った意識啓発の推進	1 ジェンダーにとらわれない視点に立った情報提供
		2 行政職員を対象とした研修会の実施
		3 社会教育等における男女共同参画意識の啓発
		4 事業所に対する意識啓発
		5 ジェンダーにとらわれない視点に立った保育・教育の推進【※1】
		6 LGBTを含む性の多様性に関する理解の促進
	2 暴力など人権侵害の根 絶	7 人権意識の向上に向けた情報提供・DV等の根絶に向けた意識啓発及び被害の防止【※2】
		8 DV等に関する相談体制の充実【※2】
		9 被害者の保護及び自立支援の充実【※2】
	3 相談・支援体制の強化	10 関係機関等と連携した相談体制の充実
		11 貧困等の困難に直面する男女への支援
	4 男女の健康づくり支援	12 性教育等の充実
		13 妊娠・出産期における女性の健康支援
		14 中高年期における男女の健康支援
		15 心の健康づくり支援
		16 社会教育等における男女共同参画意識の啓発(再掲)
II 男女のパートナ ーシップによる仕事と家 庭の両立支援	5 家庭で男女共同参画を 進めるための支援	17 家庭を築く男女に対する意識啓発
		18 ワーク・ライフ・バランスの推進【※1】
	6 働く場における男女共 同参画の実現	19 誰もが働きやすい就業環境の確立に向けた支援【※1】
		20 再就職及び起業等に対する支援【※1】
		21 子育て相談、支援体制の充実【※1】
	7 子育て支援体制の充実	22 子育て情報提供等の充実
		23 子育て家庭に対する経済負担の軽減
		24 保育サービスの充実【※1】
		25 子どもの居場所づくり
		26 福祉サービス等の適正利用に関する意識啓発
	8 介護を支える環境の充 実	27 福祉サービス等の充実
		28 介護者の負担軽減に向けた取り組みの推進
		29 審議会等への女性の登用
III 誰もが個性と能 力を活かした住み良 いまちづくり	9 政策・方針決定過程へ の女性の参画促進	30 職員研修事業(再掲)
		31 女性の政治参加の促進
		32 協働のまちづくりの推進
	10 地域における男女共同 参画社会の推進	33 女性団体連絡協議会に対する活動支援
		34 地域団体への意識啓発
		35 NPO等の立ち上げ及び活動支援
		36 庁内推進体制の充実
IV 男女共同参画社 会実現のための推進 体制の充実	11 庁内推進体制の充実	37 市民及び市民活動等との連携の促進
	12 市民及び市民活動等と の連携の促進	38 事業所との連携
	13 事業所との連携	

【※1】は「女性活躍推進法」に基づく施策です。

【※2】は「配偶者暴力防止法」に基づく施策です。